
平成27年 第2回(定例)日出町議会会議録(第2日)

平成27年6月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成27年6月8日 午前10時00分開議

開議の宣告

請願の上程

議案質疑

- 日程第1 議案第44号 平成27年度日出町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第45号 日出町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第46号 日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第47号 日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 報告第2号 平成26年度日出町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第3号 平成26年度日出町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第4号 平成26年度日出町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第5号 日出町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
議案及び請願の委員会付託
- 日程第10 一般質問
- 散会の宣告

本日の会議に付した事件

開議の宣告

請願の上程

議案質疑

- 日程第1 議案第44号 平成27年度日出町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第45号 日出町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第46号 日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第4 議案第47号 日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結について
日程第6 報告第2号 平成26年度日出町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7 報告第3号 平成26年度日出町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第8 報告第4号 平成26年度日出町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第9 報告第5号 日出町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
議案及び請願の委員会付託
日程第10 一般質問
散会の宣告

出席議員（15名）

1番	岡山 栄蔵君	2番	阿部 真二君
3番	上野 満君	4番	金元 正生君
5番	川西 求一君	6番	岩尾 幸六君
7番	土田 亮治君	8番	池田 淳子君
9番	工藤 健次君	10番	安部 三郎君
11番	森 昭人君	12番	白水 昭義君
13番	佐藤 隆信君	14番	佐藤 二郎君
16番	熊谷 健作君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 小野裕一郎君 次長 安田加津浩君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 工藤 義見君 副町長 …………… 今宮 禮二君

教育長	西野 智行君	会計管理者兼会計課長	阿部 孝君
総務課長	村井 栄一君	財政課長	川野 敏治君
政策推進課長	井川 功一君	契約検査室長	佐藤 義人君
税務課長	脇 英訓君	住民課長	佐藤久美子君
福祉対策課長	原田 秀正君	健康増進課長	高倉 伸介君
生活環境課長	佐藤 寛爾君	商工観光課長	河野 晋一君
農林水産課長	岡野 修二君	都市建設課長	村岡 政廣君
上下水道課長	大塚 一路君	農業委員会事務局長	宮本 洋二君
教育委員会教育総務課長	宇都宮敏樹君	教育委員会学校教育課長	恒川 英志君
生涯学習課長	野上 悟君	図書館長	工藤 智弘君
監査事務局長	岩尾 修一君	総務課参事	藤本 英示君
財政課長補佐	帯刀 志朗君		

午前10時00分開議

○議長（熊谷 健作君） 皆さん、おはようございます。

開議の宣告

○議長（熊谷 健作君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

請願の上程

○議長（熊谷 健作君） 本日までに受理した請願1件につきましては、お手元に配付いたしましたとおりであります。なお、請願につきましては、写しにより説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） 異議なしと認めます。したがって、請願については説明を省略することに決定しました。

議案質疑

日程第1. 議案第44号

日程第2. 議案第45号

日程第3. 議案第46号

日程第4. 議案第47号

日程第5. 議案第48号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

日程第9. 報告第5号

○議長（熊谷 健作君） 日程第1、議案第44号平成27年度日出町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第9、報告第5号日出町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてまでの議案5件、報告4件を一括上程し議題とします。

これより議案質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） なければ、これで質疑を終わります。

議案及び請願の委員会付託

○議長（熊谷 健作君） ただいま議題となっております議案5件、請願1件を、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） 異議なしと認めます。したがって、議案5件、請願1件を、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10. 一般質問

○議長（熊谷 健作君） 日程第10、一般質問を行います。

なお、今定例会の一般質問は7名の議員の方より通告があります。5月29日の議会運営委員会におきまして、本日とあしたの2日間で実施することに決定しましたので、本日は受付番号4番までの4名、岡山議員、阿部議員、佐藤隆信議員、岩尾議員の方の一般質問を実施し、あとの3名の方はあした実施します。

それでは、順次質問を許します。1番、岡山栄蔵君。

○議員（1番 岡山 栄蔵君） おはようございます。1番、岡山栄蔵でございます。通告書に従いまして、大きく2項目、地方創生の取り組み、子供読書活動の推進について質問させていただきます。

はじめに、地方創生の取り組みについて、3つの項目、11の質問をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

安倍首相が臨時国会の最重要課題に位置づけた、まち・ひと・しごと創生法案など、地方創生関連の2法案が昨年11月6日に衆議院を通過、翌11月21日に参議院で可決、成立をいたしました。このまち・ひと・しごと創生法、以下、地方創生法と言わせていただきますが、この法は人口減少の克服や東京への一極集中の是正に向け、出産や育児をしやすい地方の子育て環境づくりや地方の雇用創出などを基本理念に掲げております。

国会審議の中では、政府は地方自治体の判断で柔軟に使える交付金の創設方針や、中山間地域の林業振興に積極的な姿勢を示しております。施策を企画、実行する組織として、首相をトップに全閣僚が参加するまち・ひと・しごと創生本部の設置を法的に位置づけ、都道府県と市町村には各地の実情に応じた地方版の総合戦略を策定する努力義務を課しております。国は県市町村に対して、平成27年度中に地方人口ビジョンと地方版の総合戦略の策定を行うよう促すこととなっております。

この法案につきまして、国会審議と並行して全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村長会、全国町村議長のいわゆる地方六団体との協議も進められ、その中で地方側からは、地域で住みよい環境を確保し活力ある社会を維持することは地域と国にとって極めて重要であり、地方創生に資する取り組みについては地方の創意工夫を最大限に生かす観点から、各省の細かい取り組みの寄せ集めではなく、地域の実情に応じて効果的に活用できる包括的な交付金を大胆な規模で設けるとともに、地方創生の人口減少の克服のための歳出を地方財政計画に計上し地方交付税を充実してほしい、また、今後とも地方の意見の反映に努め、地方創生を推進する上で支障となる法令や制度などについて柔軟に見直してほしいなどの意見が出されております。

日出町として、この地方創生に対する考え方と取り組み方針について、今後どういった夢やビジョンを描いていくのかをお伺いたします。

まず、中項目1として、少子化対策の抜本的な強化策についてであります。人口減少を克服するラストチャンスと捉え、少子化対策を国家的課題と位置づけ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるよう、国と地方が、今こそ総力を挙げて抜本強化に取り組む必要がありますが、日出町は次の項目について、どういったビジョンやプランを考えているのかお伺いたします。

小項目1としまして、結婚、出産、子育てといったライフステージに応じた多様な施策はあるのかどうか。2としまして、子育て支援の充実、世代間の支え合いの仕組みはどう考えているのか。3としまして、乳幼児や児童生徒に対する医療費の助成は、今後どう進めていくのか。4としまして、多くの子供を抱える多子世帯に対する福祉、教育、住宅などの公的支援はどうしてい

くのか。この4点につきまして、まずビジョン、プランをお伺いいたします。

次の質問からは、質問席より行います。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長、井川功一君。

○政策推進課長（井川 功一君） 岡山栄蔵議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地方創生の取り組みについての御質問でございますが、地方創生を担当しております政策推進課より、3月議会以降の経過についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、町の人口ビジョンと地方版総合戦略の策定の時期につきましては、今議員よりお話がありましたとおり、平成27年度中に作成することとしておりましたが、9月末までに策定することといたしました。素案につきましては、議会に報告できる状況になりましたら随時公表していきたいというふうに考えているところでございます。

また、町内在住の20歳から49歳の男女一千人に対しまして、アンケート調査を先月実施いたしました。それから、分会やワーキンググループを立ち上げ意見交換等を行っている状況であります。総合戦略につきましては、今から各種施策について積み上げることを行うこととしておりますので、現段階で公表する内容がございません。

いずれにいたしましても、時間が余りありませんが、日出町の特色を生かしたものを作成したいというふうに考えております。

それでは、(1)につきまして、質問内容の個別につきましては担当課より答弁させていただきますと思います。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長、原田秀正君。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 岡山議員の少子化対策の抜本的な強化策についてという御質問でございますが、子育て支援の面からではありますけども、つけ加えてお答えしたいと思います。

まず1番目の結婚、出産、子育て等のライフステージに応じた多様な施策のというお尋ねでありますけども、今までに取り組んできた子育て支援策の一層の充実と、子供・子育て支援事業計画にのっとり子供・子育て支援事業を着実に進展していくことが、最も重要だと考えております。妊婦やその家族に対しましては、お母さん教室や両親学級の間を活用して出産準備教育や心配事相談など、子育て家庭に対しましては、乳幼児の全戸訪問事業やホームスタート事業などに取り組んでまいりました。

また、今後、新計画の中で取り組んでいかなければならない利用者支援事業等によりまして、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の実施を図っていくことが大切であるというふうに思っております。

2番目の子育て支援の充実、世代間の支え合いの仕組みづくりというお尋ねでございますが、子供・子育て支援制度を円滑に施行いたしまして、幼児教育、保育、地域の子育て支援の充実、拡

充と質の向上を図っていききたいというふうに思っております。認定こども園、保育所等をはじめ、延長保育等の多様な保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かり、ファミリーサポート事業等の全ての子育て家庭への子育て支援に関する施設、事業の計画的な整備を図っていきます。

世代間の支え合いの仕組みづくりにつきましては、平成25年度までは認可保育所において地域の高齢者等との世代間交流事業に対しまして補助をしてきましたが、平成26年度からは各保育所の自主的な取り組みとなりましたが、引き続き、世代を超えた地域の交流事業に取り組む必要があるというふうに考えております。

3番目の乳幼児や児童生徒に対する医療費助成については、これまでも段階的に制度改正し助成拡大に努めてきたところであります。今後も県下市町村の状況を見きわめながら、対象範囲拡大については検討していききたいというふうに考えております。

4番目の多子世帯に対する福祉、教育、住宅などの公的支援についてであります。福祉対策課では多子世帯への支援策に関しましては、保育が必要な子供の保育料の軽減をして保護者の経済的支援を図っておるところであります。

さらに、創生事業を活用して、多子世帯への経済的支援策といたしまして、1万円相当の商品券を今年度給付いたします。

また、大分県が実施する子育てほっとクーポン活用事業に取り組み、新生児から就学前児童の全員に1万円相当のクーポン券を給付し、子育て支援サービスの利用促進による経済的負担軽減を図ってまいります。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 1番。

○議員（1番 岡山 栄蔵君） 少子化対策につきましては、今後できるだけ手厚い対策を講じていただいて、これからの若い方が十分に子育てができるような対応をしていただきたいと思います。

次に、中項目2としまして地域経済の活性化についてお伺いをいたします。

日出町に暮らし続けることができるよう安心して働ける環境整備に県ともども強力に取り組み、持続可能な地域社会を構築する必要があります。日出町の課題は働く場所を確保することですが、企業家がいなければ新たな雇用は生まれません。日出町の経済を活性化させるためには、企業家の育成が必要不可欠だと思いますが、次の項目について、日出町はどういった取り組みを行い、また、今後どのような政策を考えているのかお答えください。

小項目1としまして、企業誘致及び起業を促進する環境づくりや支援策、2番、中小企業や小規模事業者に対する事業の承継支援策、3、農林水産業に対する経営基盤強化や担い手対策、4、

都市部への農林水産物の販路の開拓・拡大、観光も含めましたプロモーション、品質や技術向上による産地間競争力の強化策などにつきまして、日出町の政策などありましたらお伺いいたします。

○議長（熊谷 健作君） 商工観光課長、河野晋一君。

○商工観光課長（河野 晋一君） それでは、1番と2番の企業誘致及び起業を促進する環境づくりや支援策と事業承継支援策について、商工観光課のほうからお答えいたしたいと思います。

まず、企業誘致につきましては、3月議会におきまして企業立地促進条例の改正を行わせていただきました。その内容でございますけれども、助成条件を、新設につきましては投資額5,000万円以上、新規雇用を5人以上に、それから増設につきましては投資額を2,000万円以上、新規雇用を3人以上に緩和しまして、助成内容も用地取得費の20%、そして上限を2,000万円に引き上げました。建物等の賃借についても新たな助成をすることといたしました。これにより、他の自治体との競争力も増したのではないかなというふうに考えております。

また、3月補正予算で、地方創生先行型の事業で、川崎工場跡地への入居者に対する改装費等に対する助成も予算化をいたしております。

これらの支援策とともに、企業適地の調査や企業訪問等を積極的に行いながら、企業誘致に努めていきたいというふうに考えております。

それから、起業——会社を起こす起業ですが——その促進についてですが、昨年度、創業支援事業計画を策定しまして国の認定を受けております。創業支援に取り組もうということで、そのための予算も3月補正で地方創生先行型として予算化をいたしております。創業時には資金調達や各種手続、販売先の確保など、いろんな課題がございます。これらの課題を解決するために、町をワンストップの窓口としまして日出町の商工会や大分県の産業創造機構、それから金融機関など他の支援機関と緊密な連携をしながら、創業支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、2番の中小企業や小規模事業者に対する事業承継支援策についてであります。事業承継に対する支援についてですが、中小企業において事業承継というのは親族内の問題として顕在化しづらかった部分もあったかというふうに思います。

しかしながら、最近では経営者の高齢化と後継者不足による廃業がふえております。廃業による技術の継承が途切れたり従業員の雇用の場がなくなるなど、地域においても大きな問題となっておりつつあります。このことに対応するため、地方創生の中で国の支援策も強化されようとしております。日出町におきましても、先ほど申し上げました創業支援のためのワンストップ窓口を活用しまして、事業承継にかかわる相談についても国の支援策の説明や支援機関等を紹介するなど、他の団体と問題意識を持ちながら対応していきたいというふうに思っております。

ということで、地方創生の戦略プランは5年間の計画でありますので、これ以降につきましては具体的な施策については、今後、具体的なものを計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 農林水産課長、岡野修二君。

○農林水産課長（岡野 修二君） 農林水産業関係でございますけれど、まず地方創生の先行型事業といたしまして、現在、真那井トマト農園の規模拡大、あるいは銀杏酢の支援事業に取り組んでいるところでございます。

真那井トマトにつきましては、ハウス規模を拡大することによりまして、担い手の育成の確保でありますとか雇用の創出、そしてブランド力の強化が図られます。

また、銀杏酢支援事業につきましては、ギンナン生産農家とビジネス展開を図る企業とを連動させまして、農家の所得向上や地域特産品の開発、そして雇用の創出が期待できるものであります。

経営基盤強化や担い手対策についてでありますけれど、基本といたしましては農村集落の維持活性化を図り、もうかる農林水産業、魅力ある農林水産業を目指すことが必要だと考えております。

水田農業につきましては、個人レベルでやることがだんだん厳しい状況になっておりますので、やはり集落営農によるコストの低減、そして国の施策でありますけれど中山間地域等直接支払制度、あるいは多面的機能支払制度をうまく活用しながら、国の交付金を活用しながら、地域コミュニティの機能を維持し多面的機能を発揮できる体制づくりに努めていきたいと考えております。

その基本といたしましては、まず集落に出向きまして、その集落の特徴でありますとか強みを生かすことが必要だと思っております。また、課題もあるでしょうから、その解決に向かっていくということで、地元に行きまして、人・農地プランの作成と、これが基本だと考えております。

また、担い手につきましては、認定農業者の確保、育成、そして新規就農者の受け入れ態勢の整備、そして事前研修制度の整備、これらが必要だと考えているところでございます。

販路の開拓や拡大、プロモーション、産地間競争力の強化策についてでありますけれど、日出町の特徴といたしましては少量多品目栽培というのが行われているということが上げられます。有人、無人を含めまして、多くの農産物の直売所がありますけれど、それらは大変にぎわっておりますし、魚市場につきましては一般の客が訪れまして新鮮な魚を買うことができます。町内外の消費者が足を運んでくれているという状況は日出町の強みでありますので、これらを点ではなく線で結ぶ取り組みを行っていくことで、強みをさらに発揮できるのではないかとそのように考

えております。

例えば、漁協につきましては育てる漁業へも取り組もうということで、うちが行っておりますマコガレイの中間育成やアマモの増殖に対しまして、大変協力をしていただいております。

青年部につきましては、カキの養殖でありますとか、リサイクル魚礁を活用したナマコの増殖等に積極的に取り組んでいただいているところでもあります。

また、漁協のほうでは船を活用いたしまして人の運搬でありますとか漁業体験ができるようにということで、そういう資格も取っております、それらを観光等も含めまして取り組んでいこうという計画も進めているところであります。

農協の加工所、漁協の鮮魚さばき所等、そういう加工ができる施設もできておりますので、それらを生かしながら高値販売ができるように、県外市場への販売強化を図ると、それが一つでありますし、もう一つは直売所を中心として地産地消、安全・安心新鮮な農林水産物を販売することに努めていきたいとそうように考えております。

いずれにいたしましても、日出町を訪れた人が体験ができ、買い物ができ、満足ができることを念頭に置きまして、総合的な計画を今後立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 1 番。

○議員（1 番 岡山 栄蔵君） ありがとうございます。地方を活性化するためには、市町村単独で幾ら考えても、なかなかよい知恵は浮かんでこないと思います。また、これからは、産、学、官、民の4者が連携して日出町をどうやって元気にしていくのか必死になって考え、人口定住化のための取り組みを実行していかなければなりません。これからの日出町は、特に若い職員の新しい考え方や知恵もお借りしていきたいと私は思います。

それでは、中項目3としまして、安心安全な暮らしを守る基盤づくりについてお伺いをいたします。

人口減少社会にありましても、地域の活力低下を防ぎ、町民の安心安全な暮らしを持続可能なものにしていくためには、地域医療の確保、集落の機能維持、または強化、生活交通対策、災害対策など、幅広い実効性のある対策を切れ目なく講じていく必要があります。日出町では、ほかの市町村と違う地域性も当然ありますので、ほかの市町村のまねをする必要はありませんが、それならば公民館機能や集落機能を強化するための日出町独自の手法を用いていかなければなりません。今後も安心して日出町で暮らしていける住みよい日出町にするために、どのような政策をお考えなのかをお伺いいたします。

小項目1、公民館機能と自治会機能の整備充実。これは現在でも、いろいろ公民館長や区長のほうから要望などが出ていると思いますけれども、今後そういった要望の整理をどうやっていく

のか。2としまして、生活の利便性の向上策はどう取り組んでいくのか。特に山間地のほうの利便性向上策は、どのように取り組んでいくのか。3としまして、ICTの活用の促進。行政ではITではなくICTという言葉が普及していますが、こういったインターネット関連の情報機器の活用をこれからどう取り組んでいくのか、日出町の政策をお伺いいたします。

○議長（熊谷 健作君） 総務課長、村井栄一君。

○総務課長（村井 栄一君） 岡山議員の御質問の公民館機能と自治会機能の整備充実についてお答えいたします。

自治会機能につきましては、自治区の代表者であります区長を中心に地域活動に取り組んでいただいております。その中で公民館活動もされていると、町のほうでは考えているところでもあります。

公民館活動につきましては、生涯学習の振興、人づくり、地域づくりのための活動であり自治区の中の一つの組織と考えております。こうした中で、各自治区の区長さんを平成25年度より町の非常勤職員に委嘱しまして、お年寄りや子供たちの見守り、自主防災組織の活性化、地域の課題解決に積極的に取り組んでいただいております。町としましても、平成26年度より各自治区に職員を地区支援員として二、三人ずつ配置いたしまして、地域の活性化、諸課題の解決、地域のいろんな抱えている問題について支援を行っているところでもあります。

しかし、昨年から取り組んでいるところでもありますので、まだまだ不十分なところがあると考えているところでもあります。

また、26年度より町の独自の事業といたしまして、地域が創意と工夫による特色あるまちづくりに取り組んでいただきたいということで、町単独の事業に取り組んでおります。その中で上限10万円の助成をしているところでもあります。我が区は、よその区に比べてこういう事業に取り組んでると、そういう事業につきましては町として積極的に取り組んでいただきたいということで助成しているところでもあります。本年度も区長会の4月の総会や6月に行いました区長の研修会の中で、こういう事業を町のほうでやっておりますので、ぜひ地区の自治会活動の活性化に向けて取り組んでいただきたいをお願いしているところでもあります。

また、今回、地方創生のまち・ひと・しごと創生戦略会議の中で自治会活動に関係できるような事業があれば積極的に取り組んでいただいて、自治区の区長さん方をお願いしたいと考えているところでもあります。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） それでは、政策推進課より、2番目の生活の利便性の向上策、それから3番目のICTの活用の推進についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、2番目の生活の利便性の向上策についてでございます。

生活の利便性を図るためには、山間部を含めまして交通空白地域の解消等、特に子供さんや高齢者、障がい者等交通弱者に安心して暮らせるまちづくりを行っていく必要があると考えております。日出町では、平成24年10月よりコミュニティバスの運行を始めました。町民からの要望、意見をお聞きしながら、路線の変更、週2日制の増便等を行って現在の運行体制になっております。今後も、町民が利用しやすいコミュニティバスに心がけていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、3番目のICTの活用の推進でございます。

地方が抱えるさまざまな課題を解決するために行っていますICTを活用した、全国では優良モデル事業があります。例を申し上げますと、防災分野、観光分野、見守り分野、医療分野等々いろいろございます。日出町に利用できる部分があるのかどうか、日出町単独で行えるもの、または他市町村と連携をしながら行っていかなきゃならないものも含めまして、今後、調査を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 1番。

○議員（1番 岡山 栄蔵君） ありがとうございます。

今回の私の質問につきましては、特に地方から政府に出した要望事項、これは地方が出した要望事項ですので、当然、地方としてその中身を知っておかなければならない、自分たちも考えておかなければならない、国のほうは地方から提案を待っているということですので、国から出てきたものを待つのではなく、こちらからいろんな政策を提言していかなければならないというふうに考えております。地方交付税につきましても、こちらが提案したものに対してついてくるわけですから、提案がなければ地方創生に関する金は何も回ってこないということで、しっかりと考えておかなければならないというふうに思います。

日出町におきましては、先ほどの答弁にありましたように、これから取り組まなければならないものがたくさんあります。考え方の基本方針をお聞きした上で、これから特に若い方が10年先、20年先、30年先を考えて日出町をどういった町にしていくのか、そのためにも職員は上司のほうに提案をしていただきたいし、町民の若い方も、我々若い議員がふえましたので、議員のほうに御意見をいただきたいということが念頭にありましたので、こういった質問をさせていただきました。

今年度は、平成27年度から向こう10年間を見据えた総合計画の策定もあります。この地域版の総合戦略の策定もあります。ちょうど、タイミングが同じこの年度に2つの計画をつくらなければならないということになりましたので、ぜひ若者が夢を持てるような計画になるよう、人

口の定着化が図れる計画になるようお願いしたいと思います。我々も一生懸命考えながら、提言、提案をしていきたいと思っております。地方創生については以上です。

次に大項目 2、子供読書活動の推進について質問いたします。

近年、情報メディアの普及や子供の生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子供の読書離れが指摘されております。子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであります。また、子供が読書を通じてみずから考え、みずから行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身につける重要な契機となります。こうしたことから、社会全体で積極的に子供の読書環境の整備を推進していくことは極めて重要であると考えます。

日出町では、国の子供読書活動の推進に関する法律、第 9 条第 2 項の、市町村も地域における子供の読書活動の推進の状況を踏まえ、計画を策定するよう努めなければならないとされていることや、県の 2 次にわたる策定の動きから、日出町における子供読書活動推進計画を平成 23 年に策定しました。今回の質問では、計画の最終年に当たり重点施策に位置づけられた具体的事業の進捗状況など、全ての子供に等しく読書のための機会の提供と、豊かな読書環境の整備に向けた日出町の取り組みについて、5 項目、順次質問いたします。

はじめに、中項目 1 では、日出町子供読書活動推進計画についてお尋ねします。

本計画は、計画期間を平成 23 年度からおおむね 5 年間とし、児童生徒に加え、保護者や読書活動の推進にかかわるボランティア団体なども計画の対象に位置づけ、子供の読書活動を幅広く推進する計画としております。そこで、日出町読書活動推進計画の課題や検証は、今後どのように行っていくのかお答えください。

○議長（熊谷 健作君） 学校教育課長、恒川英志君。

○教育委員会学校教育課長（恒川 英志君） それでは、岡山議員の御質問にお答えいたします。

日出町子供読書活動推進計画の見直しの今後の計画はとの御質問ですけれども、現在の日出町子供読書活動推進計画は、読書活動の推進を総合的、計画的に進めていくための指針としまして平成 23 年に策定され、今年度で 5 年目を迎えます。この間、この推進計画にのっとり、各分野でさまざまな取り組みをしてまいりました。その結果、読書の時間や冊数がふえたり、全小中学校で図書館教育全体計画が教育課程の中に位置づけられたりするなど、成果としてあらわれているものも多々あります。

しかしながら、家庭で全く読書をしない子供が小学校高学年や中学校 2 年生で約 10%強存在して、中学校 3 年生ではさらにふえるなどの課題も残されております。

今後、実態把握と取り組みの総括、検証を行いまして、これまでの取り組みを見直した改訂版

を来年度はじめに策定するように考えております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 1 番。

○議員（1 番 岡山 栄蔵君） ありがとうございます。施策の協議や提言、助言など活発な議論が展開されるとともに、関係各課が連携のもとで日出町の子供読書活動推進計画が着実に推進されていくことを強く願います。

次に、子供読書活動推進に向けた施策体系について質問します。

日出町子供読書活動推進計画施策体系の重要なポイントについてお伺いいたします。

○議長（熊谷 健作君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（恒川 英志君） 施策体系についての御質問ですが、学校教育課としましては、日出町学校教育指導方針に読書活動の推進を位置づけ、具体的な取り組みや数値目標を掲げ学校へ示しております。それを受け、学校、幼稚園では各学校・園の読書活動推進計画を作成し、取り組み指標を定め、前期と後期に指標に対する評価を行うようにしております。

また、図書館教育や読書活動の教育課程の位置づけ、ボランティアや教職員による読み聞かせ、朝読書の継続と充実、司書教諭、司書の研修の充実等を行っております。

さらに、学校へのサポートとしましては、新聞を読める環境づくりのための子供新聞の購入、また子供たちが本に親しめるよう各学年の課題図書を印刷したしおりの配付等を行っております。これは、各小学校の図書館で子供たちの意欲づけをするための一つのツールとして活用されております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 1 番。

○議員（1 番 岡山 栄蔵君） 日出町子供読書活動推進計画の推進に当たり、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みが必要であるという観点から、今後2次計画の策定に向け、関係団体及び有識者の方々としっかり協議をしていただきたいと思います。

次に、中項目2としまして、学校における読書活動の推進についてお伺いいたします。

学校図書館は、児童生徒の確かな学力や豊かな心の生育に大きな役割を果たすことなどから、学校図書館法に基づいて、その設置が定められております。現在、学校図書館には、図書について専門的な知識や経験を持ち、クラス担任や教科担当者と連携し、学習活動支援の役割を担う学校図書館司書が配置されております。

平成27年度より、学校図書館の職務に従事する職員である学校図書館司書を置くよう努めなければならないと規定してあります。そこで、学校図書館司書配置の法制化に伴う日出町の対応についてお伺いいたします。

○議長（熊谷 健作君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（恒川 英志君） 学校図書館司書配置の法制化に伴う本町の対応はどの御質問ですが、本町におきましては、南端中学校を除く全小学校に全て図書館司書は配置されております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 1 番。

○議員（1 番 岡山 栄蔵君） 日出町におきましては、全ての学校に学校図書館司書が配置されておるといことですが、学校図書館司書には図書館の資料を活用した授業の支援という役割があります。クラス担任や教科担当者と協力し学習活動支援を進めるためには、教職員との間で事前に打ち合わせを行うなど連携体制が重要となります。学校図書館司書の勤務の実態及び教職員との連携状況についてお伺いいたします。

○議長（熊谷 健作君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（恒川 英志君） それでは、学校図書館司書の勤務の実態及び教職員との連携状況はどの御質問ですが、学校図書館は、子供たちが行きたくなる図書館にすることが最も大切だと考えております。そのための環境づくりは学校司書が中心になって行っております。具体的には、学校行事や季節に合わせたコーナーの設置や掲示物の作成、子供たちが興味を持ちやすい本のレイアウト、破損した図書の修繕などです。また、新刊やお薦めの本の紹介を中心とした図書だよりの定期的な発行、また、図書の購入、受け入れなどの事務作業、さらに子供たちとの委員会活動の補佐も行っております。

教職員との連携ということにつきましては、授業で必要な資料や図書の提供、本を選ぶときのアドバイス、読み聞かせ等が挙げられます。

また、図書の購入計画を立てる際には、教職員の要望を十分に聞いた上での計画の作成となります。

また、本の正しい扱い方、図書館でのマナーを、それぞれの担任と協力しながら子供たちに指導しております。これは学校図書館のみならず、将来的に公立の図書館を使用する際にも大変重要な指導であると考えております。

このように、学校司書は、学校での図書館教育において欠かせない存在であると考えております。

○議長（熊谷 健作君） 1 番。

○議員（1 番 岡山 栄蔵君） 学校図書館の環境整備による読書活動の支援や教職員との連携による授業支援など、学校図書館司書の導入により子供たちの教育環境向上に大きな成果があらわれていると思います。児童生徒が本に親しむ態度や、本を通じて物事を調べる習慣を身につける

ことは重要であり、現行の学習指導要領では思考力、判断力、表現力を育むために、各教科において言語活動を充実することが重要視されております。

日出町で活躍する学校図書館司書の方々には、子供と本をつなぐため、専門家としてさまざまな業務に御尽力をいただいております。その専門性がますます発揮されるためにも、教職員との一層の連携に向けた環境整備に努めていただくことを期待いたします。

次に、中項目3としまして、家庭・地域における読書活動の推進についてお伺いいたします。

子供が読書習慣を身につけるためには、生活基盤となる家庭が大きな役割を果たすことになり、家庭生活においては最も身近な存在である保護者に対する啓発活動が求められます。そこで、子供の読書活動推進に向けた家庭への働きかけについて、具体的な取り組み内容と成果についてお答えください。

○議長（熊谷 健作君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（恒川 英志君） 子供読書活動推進計画に向けた家庭への働きかけはとの御質問にお答えいたします。

学校では、家庭での読み聞かせ、また新聞を読むための習慣化、家庭読書の奨励などを、家庭学習の手引、また学校、学級通信等を通じて保護者に呼びかけております。学校教育課といたしましては、わくわく家庭教育というパンフレットを発行しておりますけども、この中で子供たちの家庭生活の実態を挙げながら、家庭での読書時間の確保を呼びかけております。家庭での読書量も、少しずつではありますが改善されております。しかしながら、まだまだ十分とは言えない状況もあると捉えておりますので、今後も、より一層の働きかけを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 1番。

○議員（1番 岡山 栄蔵君） 子供が自主的な読書習慣を身につけていくためには、子供にとって最も身近な保護者が率先して、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要であると考えます。

次に、放課後児童クラブにおける読書活動について質問いたします。

放課後児童クラブにおける読書活動の推進は現在行っているのか、今の現状をお答えください。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 放課後児童クラブにおける読書活動の現状ということでございますけども、前の質問とかかわりがありますのでお答えしたいと思います。今、4カ月時の乳児と保護者が絵本を介して触れ合い、言葉と心を通わすことで乳児の心の発達を促し情緒豊かにするとともに、親子のきずなづくりを目的としたブックスタート事業を取り組んでおるところであ

ります。早い段階で本に接する機会を持ち、子供たちが読書に対して興味を示すことが大切であるというふうに思っております。

児童クラブの読書活動につきましては、現在、6児童クラブに業務委託をしており、それぞれの児童クラブが放課後の児童の居場所として取り組んでおります。授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ることが主目的であります。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 1番。

○議員（1番 岡山 栄蔵君） 特に読書の推進活動は行ってないということですか。日出町では、現在、放課後児童クラブにおける読書活動は特に行ってないということですが、小学校低学年を中心とした子供たちが集団で放課後を過ごす場であることから、読書活動にも集団としての広がりを持つことができ、子供の精神的な安定や学力の向上につながるものと考えます。学校や地域のさまざまな社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する活動も今後取り入れていただきたいと思っております。

次に、中項目4としまして、公共図書館における子供読書活動の推進についてお伺いいたします。

町民の皆様が大いに期待される日出町立図書館の開館が間近となりました。他市町村に誇る公共図書館であります。地域の情報拠点である日出町立図書館は、子供の読書活動推進においても中心的な役割を果たすセンターとして位置づけられております。旧図書館でも子供読書活動の推進に向け、さまざまな取り組みを行ってきたと思っております。

そこで、子供読書活動推進計画期間の5年間の旧図書館利用状況の推移をお伺いいたします。

○議長（熊谷 健作君） 図書館長、工藤智弘君。

○図書館長（工藤 智弘君） 岡山議員の御質問にお答えします。

公共図書館における読書活動の推進についてということで、旧図書館の5年間の利用状況についての質問ですが、旧図書館での過去5年間の年間平均利用者数は、未就学児2,032人、小学生2,181人、中学生328人、高校生94人、一般1万5,508人となっております。先ほど議員も申されましたが、インターネットやスマートフォンなど、さまざまなメディアの著しい普及に伴う生活環境の変化による活字離れが影響していると思われ、全体的に利用状況が減少していると見られます。昨年度、旧図書館で町民1人に貸し出した本の冊数を計算してみますと、約4冊となります。

新図書館において、全ての町民の読書推進を拡大させることが課題ではあります。とりわけ、これからの日出町を担う子供たちの読書推進をどのように拡大させていくかが大きな課題と考えております。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 1 番。

○議員（1 番 岡山 栄蔵君） 今の答弁をもとに、町立図書館における子供読書活動推進の取り組みについて質問いたします。

町立図書館には、学校教育への支援や乳幼児期から青少年期までの読書環境の向上、学校図書館の運営など総合的な支援が求められております。子供読書活動推進の中心機能として、町立図書館が今後取り組む活動についてお答えください。

○議長（熊谷 健作君） 図書館長。

○図書館長（工藤 智弘君） 子供読書活動推進の中心機能として、日出町立図書館が取り組む活動はとの質問ですが、幼稚園児や小中学生の読書活動推進に関しては、読み聞かせや読書感想文・感想画コンクールの実施に加え、新たに小学校高学年から高校生向けの図書を集めたヤングアダルトコーナーの設置を考えております。

乳幼児や保護者の読書推進活動に関しては、先ほど、福祉対策課長が申しましたが、ブックスタートの事業に加えて、幼児連れの保護者向けのハイハイコーナーの設置や、赤ちゃんから本に親しむ体制づくりとして、赤ちゃんにどのように読み聞かせをしたらよいのか、幼い子供を持つ保護者を対象とした読み聞かせ初心者講習会や妊婦さんへのお話会といった、赤ちゃんから本に親しむ環境づくりを考えています。

さらに、学校図書館と連携を図りながら、学校にない本や学校で購入できない本は図書館で購入したり、学校でわからないことは図書館がサポートしたり、今まで以上に協働しながら子供たちの読書推進を進めていきたいと考えています。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 1 番。

○議員（1 番 岡山 栄蔵君） 町立図書館が子供読書活動の推進に中心的な役割を果たすためには、子供を取り巻く関係機関との継続的な連携による取り組みが重要であると考えます。

次に、中項目 5 としまして、子供読書活動にかかわるボランティア団体との連携についてお伺いいたします。

日出町では、子供読書活動を支えるボランティア団体が活動されており、子供読書活動推進計画におきましても、方策の一つにボランティアとの協働が示されております。子供の読書活動を推進するに当たり、ボランティア団体との連携体制を構築することは、子供と本をつなぐ取り組みが一層広がりを持つこととなります。子供の読書活動にかかわるボランティア活動の現状について、主な活動内容についてお尋ねします。

○議長（熊谷 健作君） 図書館長。

○図書館長（工藤 智弘君） 子供読書活動にかかわるボランティア団体との連携についてということで、子供読書活動にかかわるボランティア活動の現状はどの質問ですが、旧図書館では幼児向けや赤ちゃん向けの読み聞かせなどを実施する3グループ、各小学校で読み聞かせなどをする5グループ、幼稚園で読み聞かせなどを実施する1グループ、保健福祉センターで読み聞かせなどを実施する1グループの、合わせて10グループが活動しております。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 1番。

○議員（1番 岡山 栄蔵君） 日出町におきましては、多くのボランティア団体の方々に献身的な活動に支えられ、子供たちの読書環境整備が確実に進められており、今後もボランティア活動の育成及び活用を図ることにより、子供と本をつなぐ取り組みを推進することが求められます。

最後の質問になります。ボランティア活動のさらなる充実に向けた支援の取り組みについて、日出町はどういったことを行うのかお答えください。

○議長（熊谷 健作君） 図書館長。

○図書館長（工藤 智弘君） ボランティア活動のさらなる充実に向けた支援の取り組みはどの質問ですが、現在、それぞれのグループは自分たちで勉強会などを行いながら単独で活動を行っております。

しかし、各グループとも会員数の減少や、研修会の機会や研修場所の確保の難しさなど、さまざまな課題を抱えております。それらの課題解決のため、図書館が核となりネットワークをつくる必要があると考えております。図書館として質の高い研修や講座及び講演会の実施、また、勉強会のための場所の提供や活動の場の提供など、さらに各グループがよりよい活動ができるよう、県内の他のグループの活動情報を収集し提供していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 1番。

○議員（1番 岡山 栄蔵君） 子供の読書活動を支えるボランティアが必要な知識・技能を習得するための取り組みや、新たに活動を希望する方々に対するボランティア養成講座の開催など、継続的な取り組みが重要であります。

今回の質問では、子供の読書活動推進に関する施策の方向性や具体的な取り組み状況について質問させていただきました。子供が読書習慣を身につけるためには、発達段階に応じた興味や感動を与える本に出会うための環境を整備するとともに、成長段階に応じた読書活動の機会を提供することにより、みずから進んで本に親しむ態度を育成することが必要となります。子供の読書活動の意義や重要性についての啓発を進め、子供を取り巻く社会全体で読書活動を推進するための機運を醸成することが求められます。

日出町の次代を担う子供たちが豊かな読書環境のもとで健やかに成長することを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（熊谷 健作君） 2番、阿部真二君。

○議員（2番 阿部 真二君） こんにちは。ただいま御指名いただきました2番、阿部真二です。本日は通告書のとおり3項目6件の質問をさせていただきますので、明確な答弁をお願いいたします。

先ほど、岡山議員より、地方創生についての質問がありましたが、私は日出町第5次総合計画について質問をさせていただきます。

平成18年度から平成27年度までの10年間、前期5年間・後期5年間を計画期間とし、「人と自然が調和したふれあいと活力あるまちづくり」を目指し遂行してきた第4次日出町総合計画も今年度が最終年度となり、計画達成への追い込み時期になっているかと思いますが、本年度は平成28年度から平成37年度までの第5次日出町総合計画の策定期間になっており、今後の日出町の方向性を示す重要な年になっております。日出町第5次総合計画策定において、町長のビジョンをお聞かせください。

次の質問からは質問席で行います。

○議長（熊谷 健作君） 町長、工藤義見君。

○町長（工藤 義見君） 今、議員が御質問がございましたように、第5次の日出町総合計画はこれからであります。町長のビジョンをとということですから、私の多少の思いを述べさせていただきますと、そういうふうになります。

日出町は、地形的に大変恵まれた地域にあるわけでありまして。そういうようなことから、私は常日ごろから日出町に住んでよかったと、あるいは訪れてよかったと、そういうまちづくりをしっかりとやっていかなきゃならんと、そういうふうにして、毎日仕事にいそんでいるわけでありまして。なかなか人口3万ということの目標は達せられておりません。しかし、県下18市町村の中で見ますと、日出町だけ特異性がございまして。日出町と同じ町村はどこかといいますと、必ずしもここというところは出てまいりません。それだけ特色のある日出町だと、私はそういうふうを考えております。したがって、やはり自立し活力ある町、そして日出町が今後とも発展していくようなまちづくりが、ぜひとも必要であるとそういうふうにしております。

ビジョンというふうにお話ございましたが、これから町職員総力を挙げて向こう10年の方向性を定めながら、どういうまちづくりをしていくかというのはしっかりと考えていかなきゃならんと思います。そういう考える中で、そうしたとき今回の、人と自然が調和した云々というような一つのフレーズが出てくるわけでありまして。それは、もう少し時間を置かせていただきたいと。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように住んでよかったと、あるいは訪れてよかったと、そしてまた、よそから見ても自立し活力ある発展する町だと思われるような地域づくりを、皆さんともども頑張っていきたいと。そのためには行政力、行政手腕も大切でありますし、また、町民の多くの皆さん方の御意見をお聞きすることも大切であります。

そういう過程を経まして、せんだって県で会議がありました。県は27年度から計画が、10年間が始まるわけであります。今まさにつくっておられる。日出町は、できたら27年度中につくって、28年度から37年度までのこの10年間の計画を、ぜひ年度中につくり上げたいなどそう思っております。

町の総力、町民の皆さん方の総力を挙げて、いい方向で計画づくりにいそしんでまいりたいとそういうことでございます。ビジョンが明確に打ち出せませんが、お許しいただきたいと思いません。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） ありがとうございます。まだこれから策定ということで、日出町に住んでよかった、訪れてよかったというまちづくりを行っていくということですので、期待したいというか、我々も一緒になってやっていきたいと思えます。ビジョン、これから10年先の将来像描くわけですので、できるだけ具体的であって、町民や職員が同じ認識ができる、共通認識で、簡単に日出町の方向性はどうかだということができるようなビジョンの提示を、ぜひお願いしたいと強く要望します。

続きまして、町長のビジョンはこれからということなんですけども、そのビジョン、方向性に向けて、それを達成するために第5次総合計画をどのようにつくっていくのか、策定手法、手段についてお聞かせください。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長、井川功一君。

○政策推進課長（井川 功一君） 阿部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第5次総合計画につきましては、第4次総合計画と同様に自前で、委託するのではなくて自前で作成させていただきたいというふうに思っております。今後、策定委員会や策定専門部会を組織しながら、計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間として、今年度中に策定できればというふうに考えております。まずは町民からのアンケートを近日中に行いたいというふうに考えております。

まち・ひと・しごと創生に関する2060年までの人口ビジョンと地方版総合戦略を、総合計画策定時期と同時期に、平成27年度中に策定しなければならなくなりました。地方版総合戦略は、平成27年度を初年度とする今後5カ年度の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策をまとめたものでございます。27年度を初年でございますので、31年までの5年間でございます。

総合計画の前期基本計画になりますと、平成28年から32年までの5カ年というふうになります。期間が重なるところもありますし、重複するところも多くあるわけでございます。相互の計画書を連携したものにするためには、まずは日出町の特色がある、日出町まち・ひと・しごと創生に関する人口ビジョンと地方版総合戦略、それをまずは作成していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） これからということですが、まずは町民のアンケートをとるということですが、プランを策定する上で調査研究というか、例えば近隣地域や日出町と似たような規模の市町村等々の調査、比較等々は行う予定はありますか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 御質問にお答えさせていただきます。

全国では先進地ということで、地方版の総合戦略も発表した市町村もでございます。その市町村版の総合戦略も参考にさせていただきながら、県下の市町村も先行して作成してるところもございます。その部分も参考にさせていただきながら、特色ある総合戦略をつくってきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） そういう先進地等々のよいところは、当然まねて作り上げてほしいと思います。

計画を立てる上で、日出町の置かれている立場、ポジショニングというか、どういう状況にあるか、ほかとの違いがどうなっているか等々を入れていかないと、新しいことやよいこと、今まで悪かったことを改善しようといったところがなかなか出てこないと思います。そういう他地域との比較等々があって、日出町の立ち位置というか、全国における日出町の立ち位置等々が明確でなければ、町長に先ほど聞きましたけども、ビジョン等々もなかなか出てこない。今ある狭い範囲の中で、思いつきという失礼ですけども、その中でビジョンをつくっても、そんなに発展的なものが出てこないんじゃないかというふうに思いますので、そういう他地域等々との比較を考慮し、日出町がどういう状況にあるのか、どうなっていかなければいけないのかという部分を課長さん等々が気づいて調査研究して、町長にこういう状況にあるんですといったところを持ち上げないと、多分、町長もこれから先のことを考えるわけですので、なかなか難しいというふうに思いますので、そういう調査研究した上で、町長に提言、提案して、よりよい日出町をつくってほしいというふうに思います。

あと、そういう具体的な施策等々をつくる上では必ずというか、できるだけ、第4次総合戦略

もそうなんですけども、数値目標、具体的なターゲット、評価指標がないと、本当にそれがよかったのかどうか、どこまで進んでいるのか、前期5年・後期5年、10年間のスパンですので、いつまでに何をやるという大まかなマイルストーン的なものがなければ、本当にそれが進んでいるのかどうか評価のしようがないと思いますので、そういう評価指標を持った上で計画を策定してほしいというふうに思います。

次の質問に移ります。マイナンバー制度についての質問です。

いよいよ、ことし10月より、マイナンバー制度の通知カードが全国民へ交付され、平成28年1月より個人番号カードを申請した方へ個人番号カードが発行されます。そこで、マイナンバー制度の導入内容についてお尋ねします。マイナンバー制度において日出町独自の活用計画はありますか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 阿部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、行政手続における特定の個人を識別するため、番号の利用等に関する法律——通称マイナンバー法でございますが——に基づき国民一人一人に番号を付与し活用することで、行政の効率化や事務負担の軽減を図るものでございます。

マイナンバー法において個人番号の利用範囲は規定されております。地方公共団体が規定されていない独自の行政サービスに個人番号を利用する場合は、その事務——独自利用でございますが——を条例化する必要がございます。現在、日出町では各行政分野、所管事務・事業等に活用が可能な事務、手続等を精査しておるところでございます。条例化につきましては、次回定例会では提案できるように、今、準備を進めているところでございます。この制度の目的であります行政運営の効率化や町民の方々の各種手続の簡素化による負担の軽減等、住民サービスにつながるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 独自の行政サービスについては条例化が必要ということで、次回の議会である程度の提案があるということで期待しています。

せっかく個人番号が付与されて住民サービスの向上に使われる制度ですので、例えばですけども免許証とか、ああいうものがこのマイナンバーでくっついてしまうと、何枚ものカードを持つ必要がないので、非常にサービスのよいものになるのではないかとというふうに思っています。

そのほか、戸籍はたしかつながってなかったと思うので、戸籍もつながる、年金や国民健康保険もその1枚のマイナンバーカード、個人カードがあれば全てひもづけされるというふうにしていただければ、その1枚の個人番号カードで全ての行政サービス、全てというか行政サービスが

格段に向上すると思いますので、その辺もぜひ盛り込んで、難しい部分あるかと思いますが、盛り込んでいただければと。よりよい住民サービスができるように、せっかくできる制度ですので、それを有効に活用していただきたいと思います。

我々議会も、そういったよい方向に動くものであれば、みんなが満場一致でいけるかと思うので、条例制定等々もスムーズにいくかと思うので、ぜひよりよい住民サービスにつながるように、この制度を活用してください。

続きまして、昨年12月議会でも質問させていただきましたが、個人番号カードの保有、申請をする率ですね、どれくらいの方がこの個人番号カードを申請し保有してもらえるかといったところの目標は、どれくらいを想定されていますか。ちなみに、国の目標は平成28年で10%というふうに今のところ伺っております。日出町としては、どれくらいの保有率を目指しますか。

○議長（熊谷 健作君） 住民課長、佐藤久美子君。

○住民課長（佐藤久美子君） 阿部真二議員の御質問にお答えいたします。個人番号カードは住民課の窓口で交付いたしますので、住民課よりお答えさせていただきます。

個人番号カードは、平成27年10月以降に、住民票の住所地にマイナンバーが記載された通知カードが各世帯ごとに簡易書留で郵送されます。希望者には、通知カードと一緒に同封されております個人番号カード交付申請書に本人の写真を添付して返送していただければ、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

御質問の個人番号カードの保有率ですが、個人番号カードの取得は法律で義務化されたり強制されているわけではありませんので、日出町では交付率は定めておりません。

ただ、社会保障、税、災害対策分野での活用や本人確認の手段として用いられるなど、住民の利便性の向上が図られますので、多くの住民の方に取得していただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 先ほど、前の質問で住民サービスの向上といったような話をしましたが、この個人通知カードだけを保有したときに何かメリットがあるのでしょうか。あくまでも個人番号カードを持たないと余りメリットがないように思えるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 先ほども答弁させていただきましたけども、窓口の業務につきまして、住民の方が何課何課と色々な課にまたがるようなことがないように住民サービスができるような形で、今のところ考えてるところでございます。その部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今、精査しているところでございます。特に申請書につきまして、住民票と

か税情報が同時に必要な場合については、カードを使えば、その課で対応できるという形になるわけでございますので、その利用方法につきまして、今、精査しているところでございますので御理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） それでは、通知カードだけでも、それなりの住民サービスが受けられるというふうに捉えてよいですか。

○議長（熊谷 健作君） 住民課長。

○住民課長（佐藤久美子君） 通知カードだけでは、確かにマイナンバーの番号は記載されております、しかし、窓口等で本人確認をいたしますときには、その通知カードだけではできませんので、免許証とパスポートなど、本人の写真が添付されたものを提示していただくようになっております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） そうですね。で、前回から個人番号カードにこだわっているんですけども、やっぱり個人番号カードを持たないと余りメリットがないと思うんです。

今度、この通知カードを全員受け取るときに、その通知カードを役場に持ってこないとか、多分、本人確認ができないとか、今ある住民票とかもなかなかとりづらくなるという逆の、デメリットになってしまうんじゃないかというふうに思いますので、役場に来て、個人通知カード忘れたといったときに、それじゃあ、とりに帰ってくださいというふうな話になるんじゃないかと、それか、その場で身分証明する別のものを提示してくださいといったふうになるかと思っておりますので、個人番号カードをできるだけ多くの方に持ってもらわないと行政サービスの向上につながらないというふうに捉えていますので、この個人番号カードをどれくらい持ってもらうように策をとりますかっていうふうな質問をしています。

でも、今のところ強制ではないので、その保有率等々を定めていないということですので、今後できるだけ多くの方に、よりよい住民サービスを行うために、どれくらいの人にできるだけ持ってほしいといったようなところもあれば、ぜひ目標を設定して、それに対する対策を講じてほしいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。次は、教育環境についてお尋ねします。

昨年の6月定例会において、小中一貫制度の導入について質問をさせていただき、学校教育課長、恒川課長より、今後さらに研究を深め、学校や保護者、地域の意向も踏まえながら検討課題とする旨の答弁をいただきました。あれから1年が過ぎましたが、小中一貫制度について何か検討、検証をされているでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 学校教育課長、恒川英志君。

○教育委員会学校教育課長（恒川 英志君） それでは、阿部議員の御質問にお答えいたします。

小中一貫制度につきまして、検討、検証はとの御質問ですが、昨年より教育委員会事務局の中で情報収集、研究、研修を重ねてまいりました。昨年的一般質問でもお答えさせていただきましたが、小中一貫教育のメリットにつきましては十分に理解しておるつもりであります。日出町において、そのメリットを最大限に生かすための小中一貫教育の形態はどうあるべきかという部分では、まだ方針が定まっていないのが現状であります。

ことし3月、小学校と中学校の9年間のカリキュラムを弾力的に運用できる小中一貫校を制度化する学校教育法改正案が閣議決定され、平成28年4月に施行される見通しとなっております。この中には、現行の小中一貫型小学校・中学校に加えまして、新たに完全に9年間の系統性を確保した教育課程が編成できる義務教育学校というものも盛り込まれております。

今後、このような国の動向、また、それを受けた県の動向や検証も踏まえながら、日出町における小中一貫教育のあり方をさらに探り、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 昨年からのいろいろ情報収集等行い、メリットを生かす方針についてはまだ定まっていないというところですけども、検証、検討はされているということで少し安心しました。

今年度からコミュニティスクールが全小中学校に入ったかと思いますが、そういうコミュニティスクールの中で、こういう小中一貫についての議論、検討というのは、計画というか、予定されていますか。

○議長（熊谷 健作君） 教育長、西野智行君。

○教育長（西野 智行君） 今の阿部議員のコミュニティスクールに絡んだ小中一貫校であります。

それのお答えする前に、この小中一貫制度自体は非常にメリットがあるだろうと考えております。一般的は非常にいいわけですが、じゃあ具体的に、日出町に適用するときどういうふうにしていくのか、これが非常に我々悩んでいるところでございまして、教育委員会がこれから議論をしていくときに、3つの方法があるだろうというふうに思っております。

1つ目は、現行の中学校区を前提にして実施する場合があります。この場合には、日出中学校区で考えたときには場所的に分離しております。一番いいのは同一の敷地の中に小中あるのがベストでございまして、そういったことからすれば移動時間の短縮、そういったことも考え、中学校の担当教諭の加配とか、そういった面での人的な整備、そして財政的な支援、こういったことが必要となってまいります。

それと、大神中学校区で考えた場合には、大神中学校のクラス、今、3学年4クラスということは、1学年1クラスでございます。そういった規模の中で、小中一貫校で言われてるデメリット、いわゆる人間関係の固定化であります。これをどういうふうに軽減していくのか、これをやはり検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、2つ目の方法であります。これは非常に悩ましいところであるわけですが、校区編成を、今は行政区と同じにしております。その面では、これとは別に定めるということが考えられます。とりわけ、大神中学校の場合、先ほどの1クラスの状況と、1学年当たりということからすれば、クラスがどういう適正規模がいいのかという問題、議論はございますけども、少なくともクラスがえができるだけ2ないし3クラスは必要なんだろうというふうに思っております。その意味では周辺地域との校区変更、こういったことが検討する必要が出てまいります。

もう一つ、3つ目でございますけども、日出中学校区の場合に、非常に県下でも、生徒数が現在700名弱でありますけども、8番目に大きい大規模校であります。その意味では、この部分を含めて、今、クラスで20クラスというふうになっております。これは学校教育法施行規則の中での標準が12から18となっております。ちょっと大き目だと思います。ですから、その意味で、その部分を解消しながらやっていくという方法です。具体的に言えば、中学校をもう一個つくるということだろうというように思っております。

考えられる制度は、こういうふうに方法はあるわけですが、この新設の場合でも財政上の問題、あるいは今の日出中学校の位置からすると、新しい中学校をどこに設けるのがいいのか、これまたいろいろな議論が出てまいります。

その意味で、いずれにしても近々のうちに、今、国会のほうに法案が上程されております。その可決次第、制度設計の詳細がわかってまいります。それを受けて教育委員会としても、日出町の子供たちの健全な発達のためにどうあるべきかを中心に議論を進めていきたいと。そのときに、先ほど議員から御質問がありました学校運営協議会の中でも十分議論していただいて、そこは地域住民の皆さんの意向ということが強く出てくるだろうと思っております。そして、議員各位のまた御理解、御協力も必要になってくるんだろうと思ひ、議論としては今言ったような3つの方法について幅広く、また意見を収集していきたいと思っております。にわかには、来年からやります、こういう方針が立ちますということはなかなか難しいところではありますけども、関係各位の御意見いただきながら慎重に方向を見定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） なかなか難しい問題、財政的な面もあるということで、今3つの方法があるというふうな答弁いただきましたけども。

先ほどから地方創生や第5次総合計画といったような話が出てますけども、これからの子供たちの教育環境を考えたときに、これから日出町を担っていく、日出町に多くの方を移住してもらい日出町が発展していくといったことを考えたときに非常に重要なものになってくるかと思しますので、多分、町長のビジョン等の中にも入ってくるかと思えますけども、今後の教育環境の充実、他地域から、そういう子供さんを持たれた家庭を日出町に永住してもらおうといったことを考えたときに非常に大きなポイントになるかと思しますので、ぜひそこは力を入れて、みんなが日出町すごいなと、あそこに行けば子供がすくすく育つといったように思える町にしていきたいと思えます。

続きまして、ことし4月より本格スタートした子供・子育て支援新制度により、認定こども園の普及が加速しますが、認定こども園の普及拡大による今後の保育環境の変化はどのように予測されますか。

また、現在の各幼稚園、公立保育園の運営にかかる費用はどれくらいかかっているのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長、原田秀正君。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 認定こども園の普及による今後の保育環境の変化についてのお尋ねでありますけども、現在、子供・子育て支援事業計画にのっとり、認可保育所の7園が、平成28年度から平成31年度にかけて順次移行する予定であります。認定こども園に移行することによりまして、教育と保育を一体的に受けることができ、保護者の就労形態が変わっても、通い入れた施設を継続して利用できるようになります。

また、子育て支援の場として、園に通っていない子供を含めて、子育て相談や親子の交流の場として、地域子育て支援拠点の機能も持ち合わせます。これまでの保育園に比べまして、子育て支援に関する機能は格段に向上するものというふうに思われます。

もう一つのお尋ねの、各保育所の運営にかかる費用でございますが、平成26年度の給付実績では、町内の私立保育所に対しまして年間6億5,883万3,920円、町外にあります私立保育所に対しまして5,089万300円、それと町外の公立保育所に対しまして233万4,870円、さらに町内の認可外の保育施設に対しまして5万1千円の支給をいたしております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 教育総務課長、宇都宮敏樹君。

○教育委員会教育総務課長（宇都宮敏樹君） 阿部議員の御質問にお答えさせていただきます。

認定こども園の普及によります今後の保育環境の変遷の見込みということでもありますけども、数年の間に、今御説明ありましたけども、認可保育園の新制度の移行が進んでいくものと思われまます。公立幼稚園につきましては幼児教育の充実を図る観点から、保護者の利用ニーズ、それか

ら民間の施設整備の意欲の推移を今後も注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、現在の幼稚園の運営にかかる費用についてですが、5月1日現在、町立幼稚園、現在5園ですが、教諭・臨時講師16名、特別支援教育支援員2名体制のもと、165人の園児が在籍しております。幼稚園の歳出に係る今年度の額につきましては1億1,884万3千円でございます。内訳としましては、人件費が1億217万円、消耗品や光熱費その他の経費が1,667万3千円となっております。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） ありがとうございます。

今、保育園にかかっているお金が、町内、町外合わせて約7億1千万と、幼稚園5園にかかる費用が約1億2千万ということで、トータルすると9億3千万くらいの費用がかかっていると。これが認定こども園になって、幼稚園と保育園の差がなくなるというふうに感じるんですけども、今ある幼稚園というのは、今後必要になるのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 教育長。

○教育長（西野 智行君） 幼稚園といいますか、公立幼稚園ですね。今の御質問、今後の方向性として、公立で幼稚園を運営していくのがいいのかどうか。今、経費の面でお話ししましたが、歳入面でいきますと、ある意味では税收のほうで賄っている部分もございます。そういったことからすると、今後どういう方向でいくかというのを考えていかないといけないと思うんですが、実はこの新しい制度を考えるときに、福祉対策課のほうで会議を持ってます子供・子育て支援会議、これの中でアンケート調査をとっております。そのときの保護者のニーズ、これについては、公立幼稚園、現状ではこのままの形であってほしいというニーズがございます。ですから、大きな要因といいますか決め手は、そういう子供さんを持つ保護者のニーズがどこにあるか、これを非常に重要視したいと考えております。

それと合わせて、公立の場合ですと、ある程度の財政出損を議会の御理解をいただきながらやってくるわけでありますが、公立外の場合ですと、その辺のところ非常に限界が出てくる可能性が高いわけです。ですからそういう面では、そういったこともあわせて、今後、公立幼稚園をどういう形で運営していけばいいのか、この辺のところを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 保護者のニーズを重要視していくということですが、公立幼稚園についても、今年度から延長保育が6時までになってるかと思えます。保育園の場合は、今7時まで延長してて、働いている場所が遠方でも大体、7時まで見てもらえれば間に合うので預

けやすいと。幼稚園も延長保育延ばして6時までになって、今年度の入園児がかなりふえたということもありますけども、そこ辺も含めて、保育園だったら7時まで見てると、幼稚園は6時までと。6時までっていう時間であると、近隣でしか通勤できないというか、職場がちょっと遠いと、どうしても幼稚園では預け切れないというか、見てもらえないということが起きてますので、その辺も今後の課題かとは思いますが。

あと、幼稚園は公費を入れているということで、ニーズもあるということなんですけども、その辺いろいろ課題やメリット、デメリットあるんですけども、その辺含めて日出町としての方向性を明確にして、子育て家庭の方々が安心して子育てができる環境を整えば、保育園であろうが幼稚園であろうが、そこは垣根なくて問題ないと思いますので、子育てが安心してできるという環境を今後構築していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

.....

○議長（熊谷 健作君） 次に、13番、佐藤隆信君。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 日本共産党の佐藤隆信です。一般質問を行います。

はじめに、太陽光発電設置基準条例の制定について質問いたします。

原子力発電所の事故以降、全国で自然エネルギー開発に力を入れる自治体が大変多くなっています。太陽光発電が県下では最も多く設置されているし、また設置されようとしています。危険な原子力発電所は早くやめて、自然エネルギーに変えることを私も望んでいます。

現在、日出町では太陽光発電が多くでき、また設置をされようとしています。建設をされようとしています。数カ所で住民との間でトラブルや反対運動が起きたりします。なぜ、こういう問題が起きているのか、関係の課長さんにお聞きしたいと思います。

あとは質問席で行います。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長、井川功一君。

○政策推進課長（井川 功一君） 佐藤隆信議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

太陽光発電施設の設置につきましては、現在、その設置場所に特化した法令または例規がなく、個別の事業予定地や規模にかかわる他法令等に関する手続を要するものとなっております。例といたしまして、農地法、森林法、大分県環境影響評価条例等がございます。その関係のため、県内でも条例設置等に至っていない市町村が多くあるところでございます。

町としましては、発電施設設置事業指導要綱、これを県下でも先行して昨年1月に施行させていただきました。5千平米を超える設置事業については事業者からの関連資料の提出、設置に関する協議、事業予定地の周辺住民への説明等求めているところでございます。要綱の届け出があ

りますと、その内容におきます関係各課からの指摘や意見を集約し、届け者に通知を行っているところでございます。例で申し上げますと、町が管理しております道路や水路等公共施設への接続、利用については、原則、町と協議をすることとなっており、その際には、流量計算に基づく流出量等の資料を提示するように求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 今、課長さんから言われたように、日出町発電施設設置事業指導要綱に基づいてやっているところ。ところが、この太陽光発電は、何ら法的なしぼりがないということで、原野になれば、どこでもいつでも設置をやっているというのが現状です。だからこそ、多くの問題が起きています。

そこで、今、藤原の相原というところで発電施設が約7ヘクタール、7万平米です、3カ所で行われています。そして、そこで今、住民が多くの問題を抱えています。そして真那井地区では、意見書も採択されましたが、約5ヘクタールの発電所を行おうとしています。そこでも住民が反対闘争を行っています。この指導要綱だけでは、そういうことを抑えることはできないと私は思います。

ただ、この指導要綱でも、例えば、第1条で、設置場所及びその周辺の地域における災害防止とともに森林、河川などの自然環境、田畑、道路、水路など生活環境が問題になり、自然と調和し、まちづくりを推進することを目的とするというふうに町は言っています。それに合致しているかどうか。

そしてまた4条では、設置事業を施行する場合に、設置場所周辺地域の自然及び生活環境と同時に、近隣関係者との良好な関係を損なわないよう努めなければならないと。そして5条では、設置事業の経過について協議をなさいと、その協議は本当にきちっと行われているのかどうか。

そしてまた7条では、次に係る事項によって必要な助言または指導を行うものとする。その中で、2項で、自然及び生活環境の保全並びに災害防止のための措置が適切に図られているのかどうか。また、開催時、近隣関係者の意見の把握のために措置が適切に図られているのか。また、8条の3では、事業者は第1項の規定により把握した近隣関係者の意見及び前項の規定に反映して、次項、近隣関係者の意見調書を町長に提出しなければならないというふうになってます。

こういう問題が、藤原でも真那井でも出たのかどうか、そういう問題について、担当課長、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

要綱でございます届け出書、それから近隣関係者意見等調書につきましては、提出していただいている計画書もございますし、まだ提出されてないところもあるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 最低でも、要綱でも、そういう問題を提起しなければならないとなっているのに、されていないというのに設置をできるというのは、私はおかしいんじゃないかと思うんですけど、その辺。

だから、こういうことが出ないから、地域でトラブルが起き、反対運動が起き、今や危険な状態で、住民が役場に行っても、役場は条例も何もないと、だから業者の間の話し合いですよと言われるということで、住民は本当に困っているわけです。

だから、その点について、きちっと、最低でもこの要綱を業者に実施させる。そうじゃないと、町としてはだめですよというようなことが言えないと、いつまでたっても、例えば今度は豊岡の西区では、業者が40ヘクタールやるし、南端でも40ヘクタールをやると。そういうところも、特に自然の破壊と水の問題は多く出ると思うんですよ。その辺についての、やはり行政がきちっとした一つの方向を持ってないとどうしようもないというふうに思うんで、その辺を町長の考えをお願いします。

○議長（熊谷 健作君） 町長、工藤義見君。

○町長（工藤 義見君） ただいまの議員の御質問のありました件で、要綱を設定するときに随分議論をさせていただいたわけでありまして。今、国の法律の状況等考えると、やっぱり農地法、森林法、いろんな関係の条項は適用が従来どおりであります。新たな規制、開発等、特例の法律を作っていないと、そういうようなことでありますから、条例でつくるか、あるいは要綱で設定するかということについて、随分内部的に検討したわけでありまして、いずれも同じ方向ではないかと、なかなかこういう規制を具体的にやっていくというのは非常に難しい。

そういうことからすると、さっき議員が言われたように、一応私の方には要綱がありますから、この要綱が守られているかどうかちゅうことについては、ちゃんと要綱に基づいていろんな手続をしていただくということは大切であります。今後ともこれはやって、要綱に書いてありますから、遵守するようにお願いしていかなとイケないわけでありまして。

今回の太陽光発電の全体制度の創設が非常に安易にといたら大変恐縮であります。でき上がって、従来の法律の規制の中において実施するということでもありますので、今議員が言われるような問題、課題が出ております。条例化の問題ということをおっしゃるんですが、何回かそういうお話がありましたが、特に由布市においていろいろ課題がありましたので条例化いたし

ましたが、結果は、要綱とそう大きな差はないというふうに思っております。

いずれにしても、私どもが設定した要綱が守られてないという点については、十分、私どもお聞きして徹底していくような努力をさせていただきたいとそういうふうに思います。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 私はなぜ言うかっていうと、建設課、農林課、政策推進課にちょっと聞きたいんですけど、真那井地区の太陽光発電の設置場所、相原地区の設置場所、南端地区に2カ所ある設置場所、そういうところを担当課は調査に行きましたか。今現状どうなっているか、その把握はできていますか。

○議長（熊谷 健作君） 何課ですか。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 今言った3つの担当。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長、村岡政廣君。

○都市建設課長（村岡 政廣君） お答えいたします。

私どもは町道等の管理をしておりますので、当然、道路に排水路等流す場所につきましては現地確認とっております。先ほどの真那井のほうにつきましては、直接、町道等に流さないということでお話を聞いておりますので、現地の中まではまだ入っておりませんから、県道等から確認をしております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 農林水産課長、岡野修二君。

○農林水産課長（岡野 修二君） 真那井、相原、それから沼津等につきましては、原野あるいは山林ということで、農地ではないと。そういうことで現地も確認しておりますが、そういうことで認識しております。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 先ほども申し上げました要綱に関する届け出書がある部分につきましては、計画について、それから地元の協議については確認をしているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 私がなぜそういうことを言うかということ、現地に行ってみて、恐らく驚くと思うんですよ。こんなところを、こんなに山を削って、この斜面に水が下へ流れてきたらその下に家もあるし、どういう状況になるんかちゅうのは行ってみればわかると思います。ここ4日前ですか、結構雨が降りました。それも大した雨じゃないですよ。あの雨でも、相原の問題では道路に土砂がどんどん流れ出て、向こうは一生懸命片づけていました。

また、上の水路は40センチで水が来て、下は30センチの水路だとしたら、今は40ミリ、

50ミリ、100ミリって雨が降るわけですから、当然それは突破をして、道路に行ったり田んぼに行ったりするのが当たり前ですよ。

だから、そういうことをきちっと現地で調査をして、このやり方がいいのかどうなのか、そういうことをしないと、会社のほうから出た書類だけの選考では、私は本当に地域住民の生活や命や財産は守れないというふうに思います。

例えば、相原の事業計画にしますと、する本社はカナディアン・ソーラー・ジャパンという会社です。これは資本金が2億9千万です、本社。ところが、その本社が実際工事をやらしているのはどこの会社かという、ラウンドクロス新宿で、データパワーという会社です。この人の資本金はゼロです、資本金が。こんな会社が現地で事業をやっているわけです。そして、地域の人が、まともな話し合いもないので、どういう補償をしてくれるのかと言うと、この会社は、いや、金銭的には補償しますよ。言ってるんです。でも、資本金ゼロの会社がどういう補償ができるでしょうか。ところが、現地でやっているのは、こういう会社が現地で事業をやっているというのが、今現状なんです。

だから、こういう問題でも、行政はきちっと、その本社がどういう会社に事業をやらしているのかと、その会社が事故を起きたときに本当に補償などできるのかということまでの、やはり私は調査をきちっとやるべきだと思います。

それと同時に、真那井の問題でも私は一般質問しました。会社が出したデータ、これぐらいの量でこれぐらいのため池をつくれれば、これぐらいの水量でいいでしょうというのは言ってくると。だから、それで町としても、いいですというふうになってると。私は当時、町長にも言いました。町独自で、本当にそれで大丈夫なのかと専門家を頼んで、町独自でもそういう問題をきちっと調査をして、そして住民に安心してもらうということをやってもらいたいというふうに当時は言いました。今度もそういうことを言いたいんですが、そういうやる気はあるかどうか、町長、お願いします。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） いろいろ課題があるということは、もう当初から、ソーラー制度が創設されたときから大変課題があったわけでありまして。私どものいろんなチェック体制がどこまですべきかと、これも非常に曖昧であります。どこまでどうすべきかということでありまして。今さっき言いましたように、農地の開発、これは最近では若干、免責が町のほうに移管されて町の責任も出てきておりますが、あるいは林地開発、あるいはいろんな問題があります。県の関係もあるわけでありまして。町は経由して県等に出しておるわけですが、どこまでするかというふうに、大変課題が多いわけでありまして、今後とも検討させていただきたいと思っております。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） それで、私は今度の質問の中で、太陽光発電基準条例の制定をというふうに出しました。要綱では、私がさっきから言った、この要綱を現実にやればもっとしほりがあるんじゃないかと思うんですけど、現実、要綱ではほとんど無視されているような状況でやられています。それだったら、条例をきちっとつくるべきではないかというふうに思います。

この太陽光の問題については、国も何ら規制条例や法律はつくっていません。県もつくっていません。だから、日出町が本当に条例をつくれれば、できるものです、これは。ただ、それをどのように有効にきかせるかどうかは町の問題です。地方自治法には、法令の違反にはつくってもならないし、条例を制定することはできます。

だから、私は少なくとも要綱できかないとなれば、条例をつかって、少なくとも危険な箇所または優良農地、そういうところにつくる分については一定の規制を持たなければならないんじゃないかと、そしてまた景観の保護のためにも必要じゃないかと思います。その点で条例をつくる気があるかどうか、町長、お願いします。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） 条例をつかって規制できるものかどうか、根本的な法体系の全体的な問題がございます。できれば、それはやる必要があると思いますが、なかなか今の全体の法律、県関係あるいは自治体の法体系の中では、かなり難しいという状況にあると。違反した、あるいはまた法律の制定と申しますか、そういうものを一方的にやって、おどしのためにやるちゅうこともあり得るんでありますが、どの辺まで条例化するのがいいのか、今の条例と規則は、当時検討したときに大差がないということでもあります。不備な点はもう少し整備していかなきゃならんとそういうふうに思いますが、条例をつかったから規制ができていくということについては、なかなか難しいんじゃないかと思います。その点についても十分検討させていただきたいと思います。以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 上位法があれば、日出町が単独につくっても、その上位法にひっかってなかなかならないんですけど、これは上位法はないわけです、国も県も。だから日出町がつくって、その日出町の条例に基づいて、業者に対して日出町はこういう条例を持っていますよと、こういう条例に基づいてやってくださいと。

例えば、今全国でもいっぱいある、たばこポイ捨て条例というのがありますよ、罰金を取るのか。でも、それは単独でつくって、その条例は通用しているわけです。ただ問題は、町がそれを本当に通用できるようにするようになるかどうかの問題だと思います。町の条例、法律なんだから。

だから、町がそういうやる気になれば、できないことはなくて、今のこの要綱では余り通用し

なくて、町としてもしほりができないですよと。地域住民から、何とかしてくださいと、いや、それはもう条例も何もないんで、どうしようもありませんよと、業者からそういう資料が出れば、もうそれはどうしようもありませんよということでは悪いと思うんです。

だから、私としては条例をつくって、その条例は日出町の単独の条例だから、上位法にひっかからないんだから、日出町はそれを適用するように頑張ればいいことであって、頑張れないっていうことはないんで、その辺、町長どう思いますか。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） 条例をつくって規制できる面とできない面があります。ですから、その辺がどうなるか。これを、要綱をつくる時、規則をつくる時に、県の法規関係の部門とも十分協議したわけでありまして、余り成果が期待できないと。条例でも規則でもあまり大きく変わらないと。条例化して新たに規制を設けていくということは無理があるんじゃないかという方向づけが、私の記憶では出たと思います。

そういうことも踏まえて、その後、大分時間がたちましたから、どういうふうになるか、また十分検討して、独自の規制ができれば、それは議員の言われるとおりでありますが、独自の規制が、法体系の全体からいくと規制されて自重しなさいと、町独自でそういう規定をつくることについての是非が若干課題になっておりますので、そういうふうに申し上げております。さらに、関係者と協議させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 私は事故が起こったときは遅いと思います。例えば、水路が壊れたような事故ぐらいならいいですよ。ただ、家が流された、犠牲者が出たというふうになったときに、町はやはり、憲法でも保障されている住民の生命と財産を守る義務があるわけですから、当然そのときに、いや、町は知らなかったんですよなんかいうことは、私は通用しなくなるんじゃないかと思います。だから、やはり一定の規制条例をつくるべきだというふうに思います。

次に、産業活性化させるために大幅な予算をつくってもらいたいということです。

先ほども、いろいろ答弁がありました。漁協の利子補給、中小企業の支援策、また、今度の地方創生事業で国からの交付金で事業をいろいろやっています。

ところが、今、日出町では、農業や漁業や中小企業では、現在の生活が大変だと。漁業に出るにも油が入らない、買えないと。または農業するのにも、施設園芸などではビニールの取りかえ、張りかえができない。また、お米が安くて暴落して、今後、米作をつくるのにも大変だという人たちがたくさんいます。つまり、当面どうしたらいいのかという問題です、長期的な問題じゃなくて。そういう問題を、自治体としては住民の要望に応えなければならないというふうに思いま

す。例えば、漁港の改修、水路・小川・河川の改修、中小企業や農林漁業の問題など、そういう問題がたくさんあります。そういう問題についての予算措置は、余りにも私は今、小さいんではないかというふうに思います。

そこで、農林水産課、建設課、商工観光課、この3つの課が大事だと思うんですが、政策推進課もあるんでしょうけど、この3つの課で、そういうところに緊急に支援をする制度はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（熊谷 健作君） 農林水産課長。

○農林水産課長（岡野 修二君） 佐藤隆信議員の質問にお答えいたします。

1番の漁港改修予算をとということですので、そのことについて回答をさせていただきます。

漁港施設につきましては、老朽化とともに更新を要する施設が増加しているのは確かでございます。国におきましては、水産物供給基盤機能保全事業という事業がございまして、その中におきまして、効率的かつ効果的な施設の更新を図るためには、機能診断の実施を行い、その診断結果に基づく機能保全計画の策定を行って、その後、事業を行うとそういうことになっております。

平成26年度につきましては、豊岡漁港におきまして機能診断の実施を行っております。また本年度、平成27年度につきましては、大神漁港での機能診断を計画をしているところであります。豊岡漁港につきましては、診断結果で沖の防波堤の矢板の改修等が必要という結果が出てきておりますので、今後計画を立て、また事業に取り組んでいきたいと考えているところであります。

そのほかに真那井でありますとか八代でありますとか、だんだん海底が埋まってきて、しゅんせつの必要というのが出てきているところであります。しゅんせつにつきましては県と協議をしているところなんですけれども、今のところ、すぐに対応できる補助事業がないということで、そういう回答をいただいているところであります。補助事業はなくても、やらなければいけないところは予算化していかなければならないんですが、少しでもそういう補助をもらえるように、引き続き県とは協議していきたいと思っております。

また、真那井漁港につきましては、平成20年度、そして平成22年度にもしゅんせつを実施をしております。しゅんせつにつきましては事業費がかなり高額となりますので、先ほども言いましたけど、県との協議、要望を続けながら早急な対応に努めていきたいとそのように考えているところであります。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 都市建設課では準用河川が町の管理になっております。町内に11本の河川がございまして、その中で、今現在、河川の改修というのは計画はしてございません。

ただ、今、防災が大変重要視されておりますので、豊岡地区において、防災を兼ねた砂防ダム

等の計画を県にお願いして、あわせて河川改修ができればというふうに考えておるんですが、なかなか財政的な裏づけが、今のところはいただけていない状況でございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 商工観光課長、河野晋一君。

○商工観光課長（河野 晋一君） 中小企業に対する無利息、無担保融資制度をとの御質問にお答えしたいと思います。

現在、日出町においては、現行、特別小口融資制度というものがあまして、この中で利子補給ができるようになってはいるわけでありまして、手続面の煩雑さ等によりまして、10年以上にわたって利用実績はございません。これは、県下の市町村、同じような制度がありますが、他の自治体でも同じような状況になっております。

しかしながら、最近の融資状況ですが、金利も低く、国のセーフティネットなどを、借入金額によりまして無担保、無保証人での借入れができるところもありますので、現在は中小企業にとっては、そちらを多く利用しているのではないかとこのように思っております。

そういう中で、町で融資制度を創設する場合には財政負担やリスクを伴いますので、他の自治体の状況やニーズ等の調査を行いまして、具体的な支援内容につきましては、利子補給、また保証料の補助など、それからどのような資金が望ましいか等について慎重に検討しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 農林水産課長。

○農林水産課長（岡野 修二君） 水路関係についてでございますけれども、高齢化、担い手の不足が進んでおまして、水田農業におけるため池でありますとか、水路、農道の地元管理がだんだんできない状況が出てきていると、そういうことは確かだと思っております。農業用水路の改修につきましては、今後、長期にわたり地元管理ができるのであれば、一部、地元負担は伴いますけれども、事業化にしていくことは可能でありますので、予算の確保に向けて国や県に働きかけていきたいとこのように考えているところであります。

しかし、現在は利用されていますけれども、今後管理が困難となりつつある水路につきましては、今後どうするかというのが本当に課題になってくると思っております。今のところは中山間地域等直接支払制度でありますとか多面的機能支払制度を取り込めないか、そういうものを使えば、ある程度管理ができていきますので、その辺につきましては、地元との話し合いを通じながら、管理が持続していけるように誘導していきたいとこのように考えております。

また、資金のことでありますけれども、無利子融資はということでもありますけれども、現在、認定農業者を対象としたスーパーL資金というのがございます。これにつきましては、人・農地プラ

ン、各集落で今後の担い手、それから農地を誰に集約するかと、そういう計画をつくるわけですが、その中で担い手として位置づけられた方がスーパーL資金を借りる場合には、貸し付け後、当初の5年間につきまして無利子になると、そういう制度はございます。

そのほかにも農業改良資金といいまして、新たなチャレンジ性のある取り組みに対しましては無利子となっております。また、青年等就農資金ということで新規就農者でありますけど、市町村が認定した新規就農者、そういう方に対する資金につきましては無利子と、そういうものにつきましては無利子の状況があるとそういう状況であります。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 今、農林課も言われましたが、制度はあるんですよ。ところが、それは認定農業者ないし法人には適用できるけど、家族農業や個人農業にはなかなか適用できないというのが、国や県の方向なんです。

ただ、問題は、家族農業や個人農業で一定の規模をやっている人が日出町にたくさんいます。この人たちが、今これをしてくれれば、私は何とか続けられるとかいう人もたくさんいます。そういうところに町が単独で融資をできるとしたら、漁業でもそうです。油が払えないというんで、漁協は、もうこの人を油を出さないようにしようかという人たちがたくさんいます。そういう人たちに町単独で、そんなに大きなお金じゃないので支援をするというふうな予算を私はつくるべきだというように思うんです。それは、当面、生活をどうするかということなんです。

長期的に見れば、そういう大きな国の予算を使えばできることはあります。でも短期的に、今生活を、沖に出らなければどうしようもならないと、今施設でも、これにハウスをかけないとどうしようもならないという人がいるわけです。そういう人たちにどういうふうに支援をするかちゅうのは、町単独で一定の予算を持たないと、私はできないと思います。そういうところに私は支援をしてもらいたいと思います。

漁港については、皆さん行ってわかるように、真那井と八代漁港は、今や干潮時には、もう真ん中が干し上がっています。日出水産の、港ではあの大型の船は、もう干潮時には出入りができないというふうな状況になっています。これはなぜなるかという、今課長が言ったように、もう何回も掘っているわけです。ところが、糸ヶ浜をああい改造したために砂がどんどん押し寄せて、何回掘ってもそういうふうになってしまうと。それは、やはり行政の施策の失敗だと私は思うんです。

だったら、行政は国や県に働きかけて根本的な改修をして、ああいふうにならないような施設をつくらせるとかいうことに力を入れないと、何回掘っても、すぐ埋まってしまうというのが現状なので、その方向を、県会議員さんも出ていることだから、力を借って、そういう方向にせ

ひやってもらいたいというふうに思います。その点では町長の考えが必要なので、町長はどういうふうにするでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） いろんな融資制度がありまして、確かに一般の商工関係の融資制度については、日出町、ちょっと弱体というか、非常におくれております。今、金利が非常に低くなっております。それと同時に中小企業等であれば保証協会の保証料等があります。ですから、町がどのくらいの補填をしていくか。国があり県があり、それぞれ市町村もあるんですが、日出町は、まだそういう制度が十分に整ってない、こういうことでありますから、どういうふうに考えて、今言われるように零細な農業者を含めて、そういうときには農協だとか商工会等との関係の皆さん方と相談しないといけないと思います。どういう資金需要があるのか、ぜひ私ども検討させていただきたいと思います。

それから、港の問題、漁港の話がありました。御案内のとおり、22年、23年に漁港の改修をしたんですが、もう5年たらずに新たに改修を必要とするような状況になっています。これは八代の漁港もそうですし、真那井もそうであります。いろいろ糸ヶ浜周辺の開発工事にかかわっておるとは言いながら、町としても町単独で全部持っていくというのはなかなか荷が重いわけがあります。ぜひ、いい制度を導入する中で、国、県あるいは自治体の負担が適正に行われるような制度の導入をということで今模索しておりますが、これがなければ、やはり応急措置でも今入らないちゅうことなんであります。確かにそのような状況にあります。どうすべきかというのは、十分関係者と相談をさせていただかなきゃならないと思います。すぐやりましょうということにはなかなか、大きい予算を伴いますので、お答えができませんが、十分検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 融資制度はなかなか、以前、日出町は200万とか融資制度がありました。でも、ほとんど利用できない。できないんじゃなしに、使用しない。それは、私はこの融資制度をするときに、なぜ住民が困っているのになかなか出ないか、しないかという、書類の出し方ですよ。お金を借りるのに大変難しい書類をたくさんつくらせる、なかなかそれをつくるのが大変だから出さないという人が多いと思うんです。だから、町独自だったら簡単な書類で、今困っている人に緊急にそういうようにするという、そういう形を早くつくるべきだと。そうすれば中小企業の人や農林漁業の人たちは、今必要なものについてはそういう支援をしてもらいたいということになると思うんで、書類のつくり方をもっと簡単にやるということが大事。私も事業をやっていますが、県の書類のつくり方は大変ですよ。これだけ出さないとできないの

かと、出しても出しても次から次に、もっとこれを出せこれを出せということで、なかなかみんなしようとはしないというような状況で、もっと書類の簡単なつくり方が必要ではないかと同時に、日出町で緊急のそういう措置をぜひつくってもらいたいというふうに思います。

最後になりましたが……。

○議長（熊谷 健作君） 済みません。質問者、ちょっとお待ちください。

お諮りします。佐藤隆信議員の一般質問の途中ですが、ここで中断して、しばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩いたします。午後1時15分より再開いたします。

午後0時15分休憩

午後1時11分再開

○議長（熊谷 健作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。13番、佐藤隆信君。

○議員（13番 佐藤 隆信君） それでは、午前に引き続き一般質問を行います。

最後になりますが、病児保育の実施についてお伺いしたいと思います。先ほどの岡山議員のときに、子育て支援、乳幼児や児童生徒に対する医療費助成などと質問があり、そのことについて答弁がありました。ただ、私はその問題で中味についてしたいと思います。

昨年の6月議会に、杵築、別府両市が病児保育の実施を行っている。日出町も実施するように提案をいたしました。今ほとんどの家庭で共働きであり、親子と一緒に住んでいる家庭は少なくなってしまう。本来親子が住んでいれば、若い人が働きに出れば、親御さんが子供の面倒を見るという社会がありました。でも、今はそういう社会ではなくなっています。子供は保育園、幼稚園に通わしている親ばかりです。そこで、もし、お母さんが勤務中に子供が保育園や幼稚園で病気になったとき、職場をやめてなかなか帰れない。すぐにでも帰れる職場というのはめったにない。そうすれば、もうだんだん仕事をやめてもらいたいというふうになる職場が今私は多いと思います。

親御さんが安心して職場で働けるようにするには、保育園や幼稚園などで病気になったとき、看護をしてくれる場所があれば安心して働くことができる。そういうために杵築市や別府市、また多くの市町村で今できています。町長は26年の6月議会で、周辺地域でできて日出町でできないというのは大変不名誉であります。ですから、できる方向を模索できれば踏み切りたいと思いますと答弁していました。

それでは、現在どういうふうになっているのか。また、できないなら、その理由は何なのかを
答弁をお願いいたします。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長、原田秀正君。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 病児保育の事業開始に向けた取り組み状況についてお答えいた
します。

病児保育につきましては、医療機関における施設整備等の初期投資、収益性、医師及び職員の
確保等、解決しなければならない問題が多く、取り組みについては、現在のところ非常に厳しい
ところであります。町内の2小児科医院を検討していただけるようお願いをしているところであ
ります。

病後児保育につきましては、子供・子育て支援事業計画に沿った取り組みとして、本年度の藤
原保育園の改修工事におきまして病後児保育のスペースを設置いたしまして、平成28年度から
事業に取り組むように計画をしております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 病後児保育については、以前そういうふうなものが出ていたん
で、できることはわかっています。

その2つの病院で検討して、どこが難しいで、なかなかできないのか。予算的にできないのか、
それとも施設のできないのか、病院そのものがやる気はないのか、その辺はどういうふうにな
っていますか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 現在の国、県の補助ベースでいきますと、なかなか運営が難し
いという状況にはあります。そういう経済的な面も含めまして、医療機関さんが着手しかねてい
る状況ではなかろうかというふうに考えております。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 予算的に難しいということになるんですか。他の地域は、そう
いうところは市が単独で一定の支援をするちゅうんじゃないで、国や県のそういう補助でやって
できたということなんですか。その辺は。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） お隣の別府市、杵築市におきましては、国の補助基準内で補助
をしているという状況を聞き及んでおります。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） その国の補助基準というのは、その基準に市が単独で基準の補助金を出したというわけですか。それとも、市は出さなくて、県や国の基準だけでやったということなんですか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 国、県の基準のみで実施しているという状況であります。補助基準額の、国が3分の1、県が3分の1、地元市町村が3分の1という補助割合であります。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） では、日出では、その3分の1は出すけど、2つの病院がこれではできないということなのか、それともそこをふやせばできるというのか、その辺は話し合いをしたことありますか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 具体的には、金額面まで示して話をしている段階ではありません。今後、具体的に金額面を示しながら理解をいただけるように努力していきたいというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 6月の議会で町長は、近隣がやれば私はやりたいという方向だったので、予算の金額的であるならば、その辺も突っ込んで、2つの病院または3つの病院があれば話し合って近隣市町村はできているのに日出町ができないというのと、先ほども出したように今度の地方創生で子育てとかそういうところに力を入れるというんだから、その辺を近隣の市町村に負けないように町長がやると言ったんですが、その辺町長、最後どうですか。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） 確かに、杵築市、別府市、医療圏の……。

○議長（熊谷 健作君） マイクを上げてください。

○町長（工藤 義見君） 医療圏の中で実施しております。日出町だけしないというのは、子育て支援とかいろいろ言っても問題だと、私もそう思い、議員のお話のとおりだと思います。今、3分の1、3分の1、3分の1でありまして、町が絶対に負担できないという額ではないと、私はそう思います。

したがって、町内には小児科医が2軒ほどあるんでありますが、どちらか、ぜひ具体的にお話をして、具体的な実施に向けてのお話をしないといけないと思います。

そうした中で、当然のことながら施設整備費と、そしてまた看護師さんといいますか、保健師さんといいますか、職員の配置も必要になります。そういうようなことでありますから、前回そういうふうに答えておりますので、積極的な前向きな方向で、周辺で日出町だけが病後児ではな

くて、病児の世話ができないというのは課題だと思いますので、これも今御説明があったとおり、精いっぱい努力させていただこうと思います。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 今、町長から答弁があったんですけど、この次に私がこんな質問をしなくていいように、一定の予算もつけて、ぜひやってもらいたい。なぜなら、先ほども出たように地方創生で子供・子育て支援には力を入れるし、また、それが日出町で若い人が住みついていくと。それは前回取り上げました中学校までの医療費の無料化も含めてなんですけど、そういう施策をやることによって、若い人が日出町に住みやすい環境ができるというんで、ぜひやってもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。

.....

○議長（熊谷 健作君） 6番、岩尾幸六君。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 6番、岩尾です。通告書に従いまして一般質問を行います。

ことし2月に空き家対策特別措置法というのが施行されました。全国では820万戸の空き家があり、最近では火事などの問題も発生しております。我が町でも空き家が目立つようになり、空き家の放置は雑草や植木が伸びて景観の悪化となっており、近隣住民の迷惑になっているとお聞きしております。こうした空き家を有効利用しようと、町では平成24年から空き家バンク制度に取り組んできていますが、その取り組みについて質問をいたしたいと思います。

そこで、まず最初の質問ですけれども、町内の空き家バンクの登録数は、5月現在、2件の登録があります。平成24年の発足当時から何件の登録があったのか、またどれくらいの利用がなされたのか、お聞きいたします。

次の質問からは質問席から行います。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長、井川功一君。

○政策推進課長（井川 功一君） 岩尾議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

日出町における空き家の有効活用を通じて、定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、平成24年度より空き家バンク制度を始めました。これまで、空き家を売りたい、貸したいとして登録された方は累計で9棟ございます。空き家を利用したいとして登録された方は累計で41名となっております。また、利用件数でございますが、これまで空き家バンクを利用して成立した件数は1件でございます。

しかし、空き家を売りたい、貸したいとして登録をしたけれども空き家を利用したいとして登録された方以外と成立した件数が4件ほどございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 登録する件数も24年からということで、9件。非常に少ないと思います。また、成立された方1件ですね。これもまた少ないと思いますけども、利用されなかったという、その8件。その辺の理由は何だと思えますでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 当然、空き家ですので、いろんな条件がございます。その条件に合ってるか合っていないかということで成立しなかったというふうに解釈をしております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 貸すほう、借るほう、いろいろな条件が一致して初めて成立するのだというところで、それは納得がいきます。

先ほど41件の方が、空き家を利用したいということで登録があるということなんですが、実際に空き家バンクとして貸すほうの登録が9件ということで、非常に需要に関して供給のほうが少ないというというのが町内の実態ということで、わかりました。

この空き家バンクに関する今回の私の質問に関してもそうなんですけども、ちょっと町のホームページを拝見したわけなんです。その中に関して、町民の認識度、空き家を持たれている方の認識度が低いんじゃないかというふうに思われます。ホームページから見ると。

そして、登録のほうも少し問題があるのかなというふうに感じたわけです。登録の方法としては、必要書類を政策推進課企画担当宛てに提出とあります。その中を見ると、必要書類はその1とその2がありまして、その1には3部、その2は1部、それが抹消時のときの書類なんですけども、余りにもこの登録手続きゅうのが面倒であるように思えるわけなんです。まずは、PCを持たれてる方はダウンロードしてくださいと。PCの不一致であれば、ダウンロードもできないというのもあるんですよ。お年寄りの方なんかはPCを持たれてない方がいらっしゃると思います。それで、その必要書類をどこで手に入れていいか、こういうところが不明になってくるわけなんです。

ですので、やはり登録の仕組みというのがもう少し簡素化できないかというのが私の意見なんですけども、現在の登録の仕組み、推進課としてはどのように思っているかお聞きします。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

まず、空き家を利用したいとして探している方の登録でございますが、議員申されましたとおり、ホームページからダウンロードして申込書と誓約書を記入してもらって提出してもらうような形になっております。当然、郵送でも可能ということになっております。先ほどの利用者の方

が県外の方もいらっしゃいますので、当然、郵送等になっております。それから、ホームページ等を見れない方につきましては、電話等で御相談があった分につきましては、こちらから申請書等を郵送してるところでございます。

それから次に、空き家を売りたい、貸したい方の登録でございますが、同じように申込書を提出してもらおうようになっておるんですが、様式はホームページからダウンロードするようになっております。これも郵送で可能ということになっております。

しかし、この申請書の中には不動産物件内容でございます。内容には空き家の条件とか状況、それから契約するための条件、そういうところ、それから間取りも記入してもらおうような形になっているところがございます。それで記入漏れや記入間違いとか誤りが発生しやすいのが現状でございます。

これまで、空き家につきましては、うちのほうで管理するために写真を撮らせていただいております。それで、家の中のほうも写真を撮らせてもらうということで、一応こちらのほうに来てもらって、写真も撮らせてもらって、そのときに申請書等も確認をとりながら提出してもらってるのが現状でございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 今、書類の書き方とか、そういう説明があったんですけども、こちらに来てもらうということは、当事者の方に役場のほうに来てもらうということですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 現地で落ち合うこともございますし、役場で一緒に現地のほうに行く場合もございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 若い人ならば、ちょっと役場に行こうかというのも、買い物途中でも来れると思うんです。県外だとかお年寄りの方、高齢者の方に関しては、なかなか役場に行くというのが、ちょっと考えようかなちゅうところもあると思うんです。

先ほど、課長が言われましたように、屋内の間取りとか撮るんであれば、電話1本で、「私、この空き家バンクに登録したいんですが」というふうに電話1本すると、担当者が必要書類を持って行って、一つ一つ説明して書いていただくと間違いというのはなくなると思うんです。私、見たときも、自分でつくるというとき、これ面倒くさいなというふうに思いました。

先ほども言われましたけど、間違いがある、また書き直してください。何度も何度もなくて、一度で、そうすると済むんじゃないかということで、今後申請する方におかれましては、役場のほうから出向いて、そこで書類を作成すると、完成させると、そうすると登録が簡単になるんじ

やないかと思うんですが、その考えはございますか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 議員、今おっしゃったとおり、間違いがないように、お互いが確認しながら提出していただくのが一番いいというふうに思っております。二度も三度も役場とか日出町のほうに来ないように、一度で済むような形で、お互い確認できるような形で、現地で確認するような形が一番いいのではないかとこのように思っております。今後はそういう形をとりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） では、今後そういう形で間違いのないように。そうすると、空き家バンクの登録のほうもふえると思ひます。

もう一つ、やっぱり知らないで登録できないということで、やはり広報の力を入れていかきゃいけないと思うんですが、その辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 広報につきましてはホームページ等も記載しておりますけれども、町報誌にも載せさせていただいているところでございます。

その所有者の方を知らない、うちのほうもお願ひができないものですから、次の質問にも入ってくると思うんですが、所有者の方がわかり次第、うちのほうがお願ひとして、郵送等もしながらやっているというのが現状でございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） やはり所有者が知らないといけないということですね。やっぱり空き家バンクのもとになるのは町内の空き家だと思ひます。3月議会で、町内の空き家調査に関しては各区長さんにお願ひして、区内の空き家状況を調査しているとのことでしたけれども、今、進捗というのはどのようになっておるのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 平成25年度に危険家屋調査を目的に空き家調査を都市建設課が区長さんの協力のもと、実施いたしました。

調査結果でございますが、町内には、その時点で空き家が302棟ございました。内訳といたしまして、調査員が外見上で判断した結果でございますが、すぐ利活用できるものが171棟、一部修理すれば利活用できるものが74棟、倒壊のおそれがあるもの34棟、倒壊し、他に影響を及ぼしそうなものが23棟という結果になっております。

空き家の利活用をお願ひするためには、先ほども申し上げましたとおり、空き家の所有者か管理者を調べなければなりません。登記をされてる家屋につきましては、家屋台帳を見ればその所

有者がわかるわけですが、未登記物件につきましては、どうしても、税情報を調べるわけにもいきませんので、区長さんや地元に詳しい方の御協力をいただければ把握する方法がないのが現状でございます。

まず、この1年間で、区長さん等に御紹介をしていただいた部分で登録までいった件数が3棟ございます。それから協議中が2棟、それから登録までに至らなかった物件が、そのほかにも数棟あるというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 町内に302件の空き家があるということですね。そのうち、すぐ住めるもの、修理を少しやれば入れるものというのが合わせると250件近くあるんですけども、その辺が空き家バンク登録に一番近い方法だと思うんです。

持ち主、がやはり所有者がわからないと連絡のつけようもないんですけども、その302件のうち、わかってる分、わからない分というのはどういう振り分けになっているか教えてください。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） ただいま、その物件につきましては調査をしているところでございますので、棟数については、振り分け、ちょっとはつきりわかってないのが状況でございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） じゃあ、これ早いうちに、できた時点で委員会でも結構ですので提出していただきたいと思います。

空き家のほうは、件数だとか有効利用というのは、ただいまの説明で理解できました。

今年度施行されました空き家対策特別措置法で空き家家屋の状態によって倒壊危険家屋の判断を下すわけですが、今、撤去家屋だとか危険家屋が、撤去家屋が34棟、危険家屋が23棟ということで、57棟ほど対象というのが上がっているんですけども、どういう形で、どのようにして倒壊危険家屋という判断を下すわけか、その辺の判断内容というのをお知らせください。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長、村岡政廣君。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 岩尾議員さんの御質問にお答えいたします。

空き家対策の推進に関する特別措置法が5月26日に全面施行となりました。同日付で国より、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインが示されたところでございます。この中で、より具体的な基準が定められましたので、まず、空き家の中でも腐食の著しい空き家から、ガイドラインに沿って特定空き家等の調査を進めていきたいというふうに思っております。

また、特措法では、空き家対策協議会の設置も可能となったことから、協議会の中で該当するか否かの判断を行ってもらい、県が中心となり、年数回開かれる大分県空き家対策推進協議会で情報を交換しながら、調査対策を進めていく予定です。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 大分県の空き家対策協議会ですね。日出町、市内では、この役場では、そういう担当者というのはどなたかいらっしゃるんですか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 今回、5月26日に全面施行となりましたので、協議会等を設置してもよろしいというふうに法令の中で定められておりますので、今後そういう協議会を立ち上げて、特定空き家等について協議して行って、調査を進めるための協議会を立ち上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） じゃあ、詳しい内容は今後決めていくということですね。

ちょっと、その中で、空き家対策の特別措置法の中で取り壊しをしなければいけない危険家屋という判断の中で外観の程度はどれくらいならオーケーで、どれくらいだったら取り壊さなければいけないのかとか、築年数も、手入れ次第によっては古い建物でも、日出町の中で城下町としては百何十年、二百何十年ということで築年数が古くても外観はきちっとした家屋があるんですよ、たくさん。築年数も関係するのかなとか、それから内部、家屋内ですね。もう人が10年も住んでいないと床面とかが腐食しているところとか、シロアリの問題で倒れそうな家屋がたくさんあると思うんで、そういうところですね。それから、調査員として行く担当者、普通は土地家屋調査士とかいう免許も必要だと思うんですけども、その辺、町で今度担当者を決める場合、この辺どういうふうにしてやっていかれるのか、今考えられる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 今、お話を聞いた限りでは、まだ5月26日に施行されたばかりでございます。協議会のメンバー等も国からは示されております。当然、その中に不動産業者さん、それから建築士さんなんか入らなければいけないんですが、まずこの特措法の中で、特定空き家というのは倒壊危険な家屋、倒れるであろうと思われる、または公共施設に影響を与える、倒れて通行の支障になるような状況になる家屋を指しております。特定空き家に指定されますと、当然補修をしなければいけない、もしくは、もう補修ができなければ取り壊さなければいけないとい

う、そういう責務を持ち主の方に与えるわけですから、大変重要な判断になります。そのために協議会等をつくって、判断に誤りがないような対策をとってから、特定空き家に指定するというような状況になると思います。

今後は不動産屋さん、もしくは建築士、私ども役場の中にも建築士がおりますので、倒れるものかどうか判断等、法律で中に立ち入るようなこともできるようになりますので、今は外見だけです、中に入って詳細な調査等も必要になってきますので、そういう措置をしてから判断したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 余り詳しく内容も、まだできていないということで、7番の特定空き家と判断された場合に持ち主への連絡方法とかいうところがまだできてないと思いますので、この7番は飛ばしたいと思います。

8番に行きますと、今回の特別措置法で行政命令が下した場合、町が危ないですよ、取り壊してくださいとかいう命令を下した場合、更地にするしないにかかわらず、固定資産税が現在の約6倍にはね上がるというふうに聞いております。そうすると納税者の滞納、これが増加したり、もうそういう空き地、家屋は管理できませんというふうに感じて相続放棄する方がふえてくるんじゃないかというふうな懸念がされるんですが、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 特定空き家の推進に関する特別措置法の中で、空き家の所有者がみずからの責任によりの確に対応することが前提となっております。その中で特定空き家になりますと、6分の1になっていたものがもとに戻るというふうに解釈、6倍になるわけではございません。もともと6分の1に、200平米以下についてはなっていたものがもとに戻るということなので、急に上がるわけではございません。

その中で、確かに空き家の状態だったら6分の1になっていたものが、特定空き家、ちゃんと管理しなければ取り壊す、もしくは補修して住めるような状態に戻なさいという私どもが勧告をするわけですが、それを聞き入れなかった場合は、やはり取り壊してもらわなきゃいけないということになりますので、そうなれば当然、6分の1であったものがもとに戻る。当然、税金も上がりますんで管理等に大変だとは思いますが、これは所有者としての責任がございますので、それは当然やってもらわなきゃいけません。

ただ、私ども今回の法律の中で管理や撤去費用、固定資産税、相続などの問題があれば、市町村もしくは県で個々に相談に応じなきゃいけないということも書かれておりますので、所有者の方とじっくり話しながら、その家や土地の利用について協議を受けたいというふうに思っており

ます。

○議長（熊谷 健作君） 6 番。

○議員（6 番 岩尾 幸六君） 固定資産が6分の1からもとに戻ると、上がるんですね、上がりますね。でしょう。課長連中ね、皆さん方みたいに高給取りの方なら結構なんですけども、高齢者の方とか年金で、もう余分なお金は払えないという方がたくさんいると思うんです。若い方も、今、年収というのは平均すると200万以下の方がたくさんいらっしゃると思います。そういう方が撤去します。今、私なんか家の中の倉庫を撤去するだけでも200万ぐらいかかるんですよ、処分費が。そういう高額なお金が必要となってくるわけです。そうすると、やはり払えない。やりたいんだけど、お金がない。そういう方が結構ふえると思いますね。

その辺、町として、先ほど言いましたけども、お互いに話を進めていくということで、無理のない方法というのができれば一番いいんでしょうけども、やはりそういうことはできないと思います。いついつまでに撤去してくださいと言われた場合、いや、もうこの土地は要らないと、もう町にあげますと言った場合、町としてはどのように持っていくか、聞かせてください。

○議長（熊谷 健作君） 税務課長、脇英訓君。

○税務課長（脇 英訓君） 先ほどからの岩尾議員の固定資産税の滞納者、相続放棄が増加することへの対応はという御質問でございます。

空き家対策特別措置法の施行に伴いまして、先ほど都市建設課長が申しましたとおり、特定空き家等に該当する所有者に対しまして除却——、取り壊しでございますけども——除却、修繕など、必要な措置をとることを町が勧告した場合につきまして固定資産税の住宅用地特例と申します。小規模住宅用地で最大6分の1の軽減措置でございますけども、これが外れる形になります。当然、対象となる納税義務者にとりましては固定資産税の負担額が大きくなります。

先ほど岩尾議員が申しましたように、このことが所得の低いと申しますか、生活の苦しい納税義務者にとっては大変きついことになるということも想定できますけども、この特別措置法を制定することによりまして、これを原因として滞納者、相続放棄が増加するということがある場合は、税務担当としてもあってはならないと考えております。都市建設課、生活環境課、政策推進課等関係各課との連携を密にいたしまして、該当者——所有者でございますけども——該当者に対しまして、この特別措置法制定の趣旨を十分説明いたしまして、納税に対しましては理解をいただけるよう努力していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 6 番。

○議員（6 番 岩尾 幸六君） それはわかるんです。納税とか、きちっとやらなきゃいけないと、町の命令に関しては。でも、できない方がいたとき、もうこの土地は要りません、町にあげます

と言った場合、町のほうは取り壊しをしなきゃいけないでしょう。取り壊しなさいと所有者に言いました。所有者は、もう要らないです、町のほうへこの土地ももう差し上げますので、町で管理してくださいと言われた場合、町のほうはどうやってこの管理をやっていくのか、いうとこなんですよ。町として、土地を提供していただいたなら、町でそれを壊すのか、壊すときに200万とかかかるのがあると思います。今後そういうようなことがふえた場合、どうお考えですかというのが、そこを聞きたいんです。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 日出町では道路等に影響がある場合については、過去にも通行どめ等が影響が出るであろうという土地家屋については、確かに寄附でいただいたような事実はございます。そして、その通行の支障がないように、私どものほうで代執行して家を壊したという事実はございます。

ただ、公共施設に全く影響のない山間部等で特定家屋に指定しても、壊れても影響がない部分を日出町でいただくというのは大変難しいことだと思います。

ただ、そういう場所についても固定資産税等は、そう高額ではないのかなという気持ちは持っておるんですが、町部等でそういう事実があれば、当然、公共施設もしくは公民館等、道路、そういうところに影響があるような場所で話があれば、私ども個々にお話は聞いていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） そうなんですね。そこなんですよ。山間部でそういう対象になった場合、土地を売ろうといっても、なかなか売れないんですね。町内であれば、持ち主ももう要らないからということで、まずは売却という考えも湧くと思うんですね。そういうところ、やっぱりいろんな条件が絡まってくると思います。これも、まだまだ決まってないことですから、今、余り突っ込んで聞いても、多分まだ決まってないことがあろうかと思えます。

ちょっと私、その辺が心配になったので、今回質問させていただいたんですけども、先ほどの大分県の協議会、これが今から話していかなくちゃいけないということでありましたけども、どれくらいから、あと1年後に町としてはきちっとスタートできるのか、最後の質問させていただきます。どれくらいから施行できるのか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 今回、5月26日に法が施行されましてから、大分県のほうで第1回目の対策会議が7月の1日でございます。それ以後、協議会をどうするのかという各市町村で話を持ち寄って、対策が進めていくんではないかと思っております。まだまだ立ち上がったばっ

かしですので、スケジュール等については、まだお話を伺っていないのが現状でございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） それじゃ、これ正式に決まりましたら、また御報告とかいただけるのでしょうか。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

散会の宣告

○議長（熊谷 健作君） お諮りします。本日の一般質問はこれで終了し、あす定刻から一般質問を続けたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて散会し、あす定刻から一般質問を続けることに決定しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後1時52分散会
